

第77回国民体育大会 競技施設基準



第 7 7 回 国 民 体 育 大 会
栃 木 県 準 備 委 員 会

第77回国民体育大会競技施設基準について

第77回国民体育大会における競技施設面での準備を計画的かつ円滑に推進するため、競技施設に係る主な基準等を定めたものである。

- 1 この基準は、国民体育大会開催基準要項細則第2項（※）に規定する施設基準および各競技の競技規則、先催県の例に基づき定めたものである。
- 2 この基準に定めるもののほか、細部については、それぞれ各競技の競技規則による。
- 3 大会運営上および管理上必要な施設および面積等については、規則等に明確な定めのあるものを除き省略してあるものがあり、関連するスペース、施設の確保がさらに必要になる場合がある。
- 4 この基準は、県および開催市町村等において、各中央競技団体等と調整を行い、弾力的な運用ができるものとする。
- 5 この基準に記載した内容については、今後、国民体育大会開催基準要項および競技規則等の改訂に伴い、変更されることがある。

※ 国民体育大会開催基準要項細則第2項（公益財団法人日本体育協会）

大会の競技施設は既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等に当たっては、大会開催後の地域スポーツ振興への有効的な活用を考慮し、必要最小限にとどめるものとする。

なお、本施設基準は、会場地市町村等が各競技場を整備する上での基準であり、開催県および市町村等において各中央競技団体との調整を行い弾力的に運用できるものとする。

《 競技施設基準の見方 》

○ 「基準」 および 「摘要」 欄

国民体育大会開催基準要項細則に定められている事項を記載。

（注） 「規定」とは、各競技団体が定める規定をいう。

○ 「基準の主な内容」 欄

競技場に関し、各競技団体の規定に定められているもので主な内容を記載。

（注） [] 内は、各競技団体の定める規定の名称および条数等を記載。

○ 「配慮すべき事項」 欄

各競技団体の規定には定めはないが、運営上、競技会の安全な開催および先催県の例等から検討が必要と考えられる事項を記載。

○ 「先催県の事例」 欄

先催県における、施設基準の弾力的な運用の事例を記載。

目 次

(競技番号)	(競 技 名)	(ページ)
1	陸 上 競 技	1
2	水 泳	2
3	サ ッ カ ー	4
4	テ ニ ス	5
5	ボ ー ト	6
6	ホ ッ ケ ー	7
7	ボ ク シ ン グ	8
8	バ レ ー ボ ー ル	9
9	体 操	10
10	バ ス ケ ッ ト ボ ー ル	11
11	レ ス リ ン グ	12
12	セ ー リ ン グ	13
13	ウ エ イ ト リ フ テ ィ ン グ	14
14	ハ ン ド ボ ー ル	15
15	自 転 車	16
16	ソ フ ト テ ニ ス	17
17	卓 球	18
18	軟 式 野 球	19
19	相 撲	20
20	馬 術	21
21	フ ェ ン シ ン グ	22
22	柔 道	23
23	ソ フ ト ボ ー ル	24
24	バ ド ミ ン ト ン	25
25	弓 道	26
26	ラ イ フ ル 射 撃	27
27	剣 道	29
28	ラ グ ビ ー フ ッ ト ボ ー ル	30
29	山 岳	31
30	カ ヌ ー	33
31	ア ー チ エ リ ー	35
32	空 手 道	36
33	銃 剣 道	37
34	な ぎ な た	38
35	ボ ウ リ ン グ	39
36	ゴ ル フ	40
37	ト ラ イ ア ス ロ ン	41
38	高 等 学 校 野 球	42

競技名	陸上競技	競技番号	1
-----	------	------	---

基準	日本陸上競技連盟公認の1種競技場 1	摘要	1周400mのサブトラック 1 投てき練習場 1
----	--------------------	----	-----------------------------

基準の主な内容

【第1種公認陸上競技場】

◆新設の場合(陸上競技場専用と多目的の共通)

- ・ 1周の距離 400m〔規程3〕
- ・ 競走路 8レーンまたは9レーンとし、1レーンの幅は1m220とする。〔仕様1〕
走路の厚さは13mm以上とする。直走路のスタートライン付近の厚さは、18mm以上とする。〔仕様1〕
- ・ 距離の公差 +1/10,000以内〔規程3〕
- ・ 障害物競走設備 水壕は、レーンの内側または外側に設置する。〔仕様2〕
- ・ 各種跳躍場及び各種投てき場 仕様に示す数とする。〔規程3〕
ハンマー投と円盤投のサークルは兼用型でもよいが、砲丸投のサークルと兼ねてはならない。〔仕様9〕
- ・ 高齢者、身障者への配慮 車椅子席を設置する。また、その動線を確保する。〔仕様16〕
- ・ 用器具庫 2カ所以上とし、合計面積は500㎡以上とする。〔規程3〕
- ・ 夜間照明設備 1m220の高さで平均照度1,000ルクス程度とする。また、フィニッシュラインは1,500ルクス以上を確保する。〔仕様18〕
- ・ 電光掲示板 設置することが望ましい。仮設でもよい。〔仕様19〕
- ・ 監視カメラ 12箇所必要とする。〔仕様22〕
- ・ 観客の収容数 15,000人以上(芝生を含む)とする。メインスタンドは、少なくとも7,000人程度で屋根付きとする。〔仕様23〕
- ・ 雨天走路 メインスタンドまたはバックスタンド側に必要とする。〔規程3〕
- ・ 補助競技場 第3種公認陸上競技場とする。1周400mの全天候舗装で6レーン以上とし直走路は8レーンとする。〔仕様26〕
- ・ 投てき練習場 主競技場の至近に設置する。〔仕様27〕

◆既設の場合

- ・ 1周の距離 400m〔規程3〕
- ・ 競走路 8レーンまたは9レーンとする。走路の厚さは13mm以上とする。直走路のスタートライン付近の厚さは18mm以上とする。〔仕様1〕
- ・ 距離の公差 +1/10,000以内〔規程3〕
- ・ 障害物競走設備 水壕は、レーンの内側または外側に設置する。〔仕様2〕
- ・ 各種跳躍場及び各種投てき場 仕様に示す数とする。〔規程3〕
ハンマー投と円盤投のサークルは兼用型でもよいが、砲丸投のサークルと兼ねてはならない。〔仕様9〕
- ・ 高齢者、身障者への配慮 車椅子席を設置する。その席数については、条例または行政と協議されたい。〔仕様16〕
- ・ 用器具庫 2カ所以上とし、合計面積は500㎡以上とする。〔規程3〕
- ・ 夜間照明設備 1m220の高さで平均照度1,000ルクス程度とする。また、フィニッシュラインは1,500ルクス以上を確保する。〔仕様18〕
- ・ 電光掲示板 設置することが望ましい。仮設でもよい。〔仕様19〕
- ・ 監視カメラ 12箇所必要とする。〔仕様22〕
- ・ 観客の収容数 15,000人以上(芝生を含む)とする。メインスタンドは、少なくとも7,000人程度で屋根付きとする。〔仕様23〕
- ・ 雨天走路 メインスタンドまたはバックスタンド側に必要とする。〔規程3〕
- ・ 補助競技場 第3種公認陸上競技場とする。1周400mの全天候舗装で6レーン以上とし直走路は8レーンとする。〔仕様26〕
- ・ 投てき練習場 主競技場の至近に設置する。〔仕様27〕

〔(公財)日本陸上競技連盟「公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程」(「規程」)及び「第1種・第2種公認陸上競技場の基本仕様」(「仕様」)から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

競技名	水泳競技(その1)	競技番号	2
-----	-----------	------	---

基準	日本水泳連盟公認のプール 1 競泳用50mプール 1 (隣接して25m補助プール 1) 2 飛込、シンクロナイズドスイミング用プール 1 (飛込用として10mの固定台と3mの飛板を備えていること。) 3 水球用プール 1	摘要	左記1、2、3は、至近距離にある異なった会場であることが望ましい。
----	---	----	-----------------------------------

基準の主な内容

- 1 競泳用50mプール【公認競泳プールのうち公称50m国内基準競泳プール】
 - ・長さ 50.02m(タッチ板を両端壁に設置する場合)
50.01m(タッチ板をスタート台側のみに設置する場合)〔規則36〕
 - ・幅 17.90m以上〔規則36〕
 - ・水深 1.35m以上〔規則36〕
 - ・水温 25℃以上28℃以下〔規則31〕
 - ・コース数・コース幅 7コース以上、コース幅は1コース2.50m〔規則36〕
 - ・プール両端の余裕 0.20m以上で休息だなの幅以上〔規則36〕
 - ・自動審判計時装置 A級またはAA級を常設しなければならない。〔規則付則1〕
 - ・練習施設 事情の許す限り50mプールを併設することとし、設置できないときは25mプールでも可とする。ただし、競技者が容易に利用できる練習施設が近隣にある場合は、これにかえることができる。〔規則付則1〕

 - 2 飛込用プール【公認飛込プールのうち国内基準飛込プール】
 - ・飛板 1m及び3m 各2基〔規則付則1〕
 - ・飛込台 5m、7.5m、10m 各1基〔規則付則1〕
 - ・水深 10m飛込台の基線上の水深4.50m〔規則90〕
 - ・水温 26℃以上〔規則69〕
 - ・プールの方向 屋外プールの場合にあっては、飛板及び飛込台は北向きに設置されることが望ましい。〔規則67〕
 - ・波立て装置 競技者の水面確認を容易にするために、飛込施設の下に水面攪拌装置を設置しなければならない。〔規則70〕
 - ・練習施設 1m飛板 : 競技用と別に2基〔規則付則1〕
飛込練習台 : 飛込台と異なる側に助走及び踏切の練習用として、最低1基〔規則付則1〕

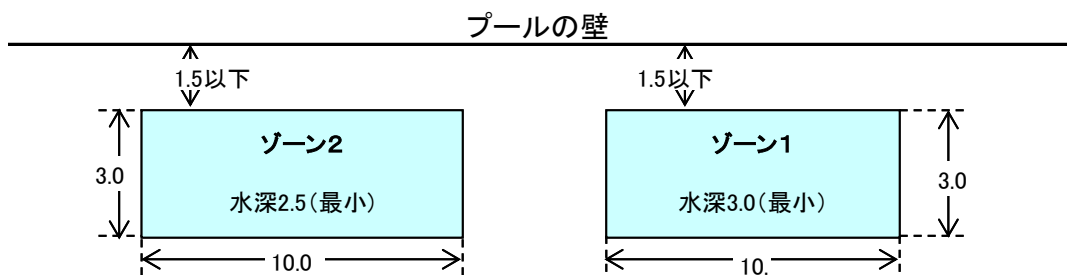
 - 3 シンクロナイズドスイミング用プール【公認シンクロナイズド・スイミング競泳プールのうち国内基準シンクロ・プール】
(フィギア・ゾーン)
 - ・競技区域 10.0m×3.0mの長方形の区域を2か所設けなければならない。
 - ・水深 ゾーンのうち、一方は水深3.0m以上、他方は水深2.5m以上でなければならない。〔規則115〕
 - ・水温 26℃以上28℃以下〔規則113〕
 - ・設置要領等 【別図1】に示す。〔規則115〕
 - ・プールの水 水底まではっきり見えるよう透明でなければならない。〔規則112〕
 (ルーティン・ゾーン)
 - ・競技区域 最低12.0m×25mの長方形区域とし、そのゾーン内に一辺12.0mの正方形の区域を設ける。〔規則115〕
 - ・水深 2.0m以上。ただし、一辺12.0mの正方形の区域の水深は、3.0m以上とする。〔規則115〕
 - ・水温 26℃以上28℃以下〔規則113〕
 - ・設置要領等 【別図2】に示す。〔規則115〕
 - ・プールの水 水底まではっきり見えるよう透明でなければならない。〔規則112〕

 - 4 水球用プール【公認水球プールのうち国内基準公認水球プール】
 - ・競技エリア 長辺: 男子33.3m(ゴールライン間30.0m) 短辺: 男女20.0m〔規則98〕
 - ・水深 2.00m以上とする〔規則105〕
 - ・水温 25℃以上27℃以下〔規則106〕
 - ・バウンダリーライン ゴールラインの後方(外側)0.30mの位置に設置するものとする。〔規則100〕
 - ・ゴールライン 各ゴールラインとプール壁との距離は、1.66m以上とする〔規則101〕
 - ・設置要領 【別図3】に示す。〔規則104〕
- ※ 旧規則のもとで公認または認定を受けたプール〔規則126〕
平成22年3月以前に公認または認定を受けたプールについては、当分の間、当該プールの公認又は認定時に適用した規則に合致する限り、この規則に基づく公認又は認定を受けたものとみなす。

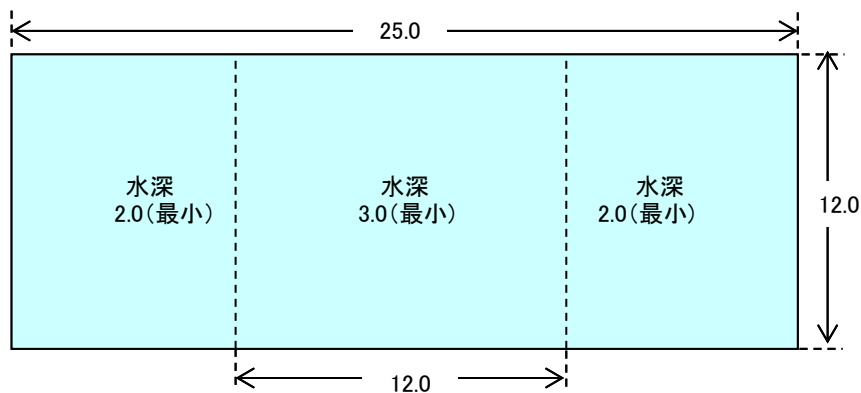
〔(公財)日本水泳連盟「プール公認規則」(「規則」)から抜粋〕

基準の主な内容

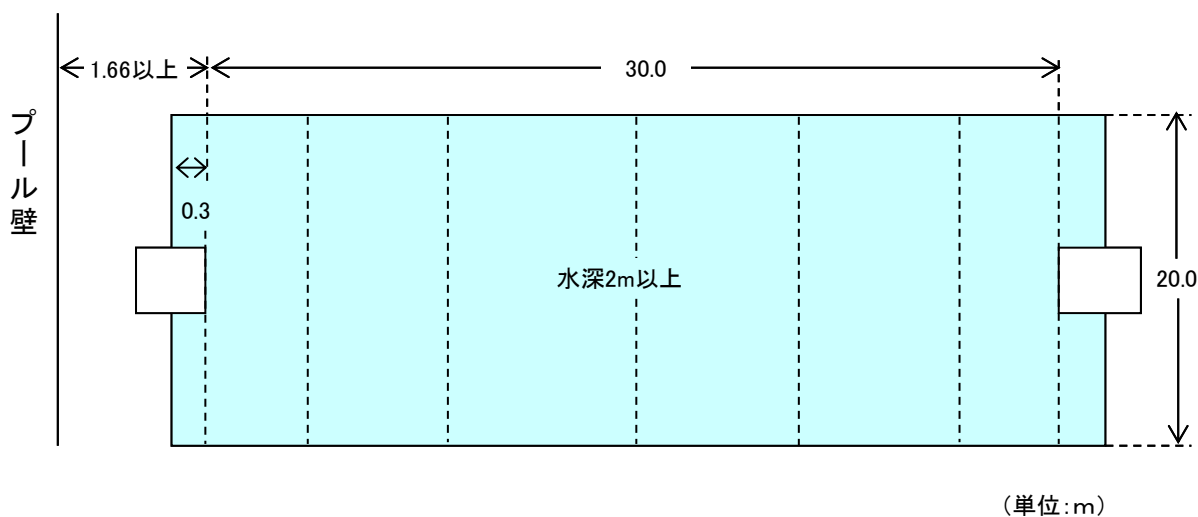
○【図 1】 シンクロナイズドスイミング 《フィギアゾーン》



○【図 2】 シンクロナイズドスイミング 《ルーティンゾーン》



○【図 3】 水球用プール



(単位:m)

〔(公財)日本水泳連盟プール公認規則から抜粋 2014.4.1施行〕

(配慮すべき事項)

○ビデオ判定装置の設置が望ましい。

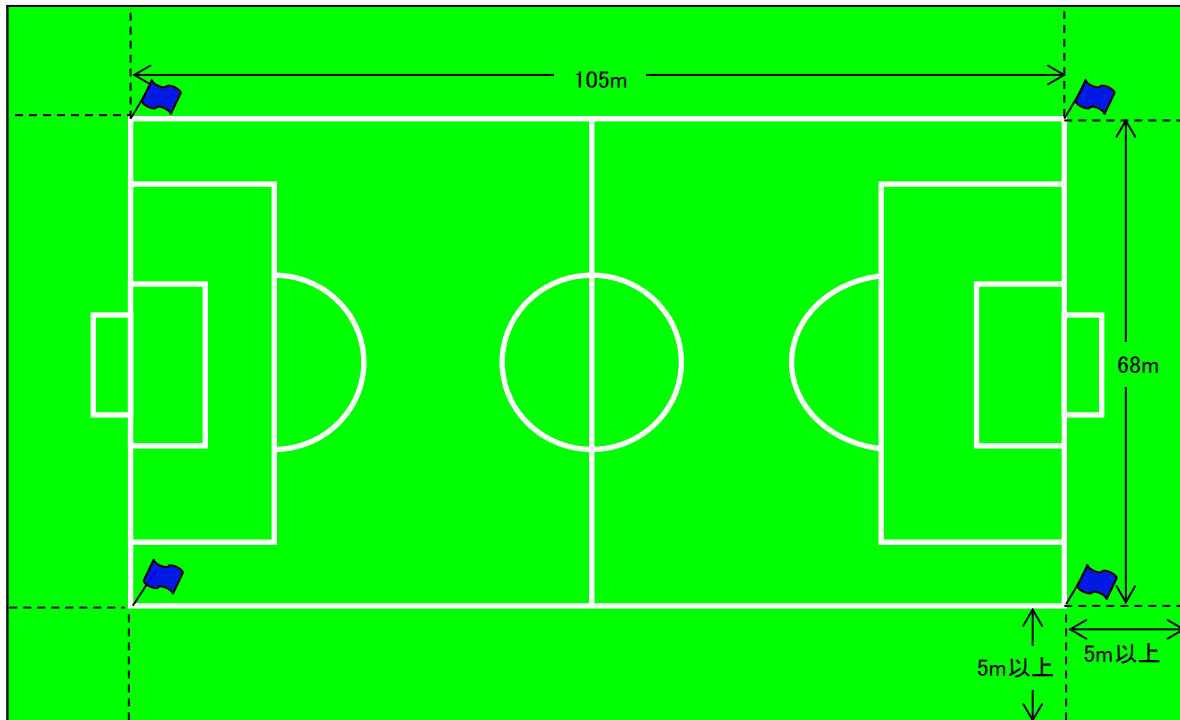
(先催県の事例)

競技名	サッカー	競技番号	3
-----	------	------	---

基準	規定の競技場 芝生7面以上	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。 原則、天然芝とするが、全3面までJFA公認人工芝ピッチの使用を可能とする。
----	---------------	----	--

基準の主な内容

規定の競技場は次のとおり。



- 競技のフィールドの大きさは、「105m(タッチライン)×68m(ゴールライン)」とすること。
- 芝生面の余白(スペース)はタッチライン、ゴールラインそれぞれから5m以上確保すること。

〔詳細は(公財)日本サッカー協会 国体実施委員会「国民体育大会サッカー競技 施設ガイドライン」を参照〕

(備考) 日本国内での国際試合および国民体育大会等の全国的規模の大会でのフィールドの大きさは105m×68mとする。(公財)日本サッカー協会理事会決定 昭和60年11月21日)

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

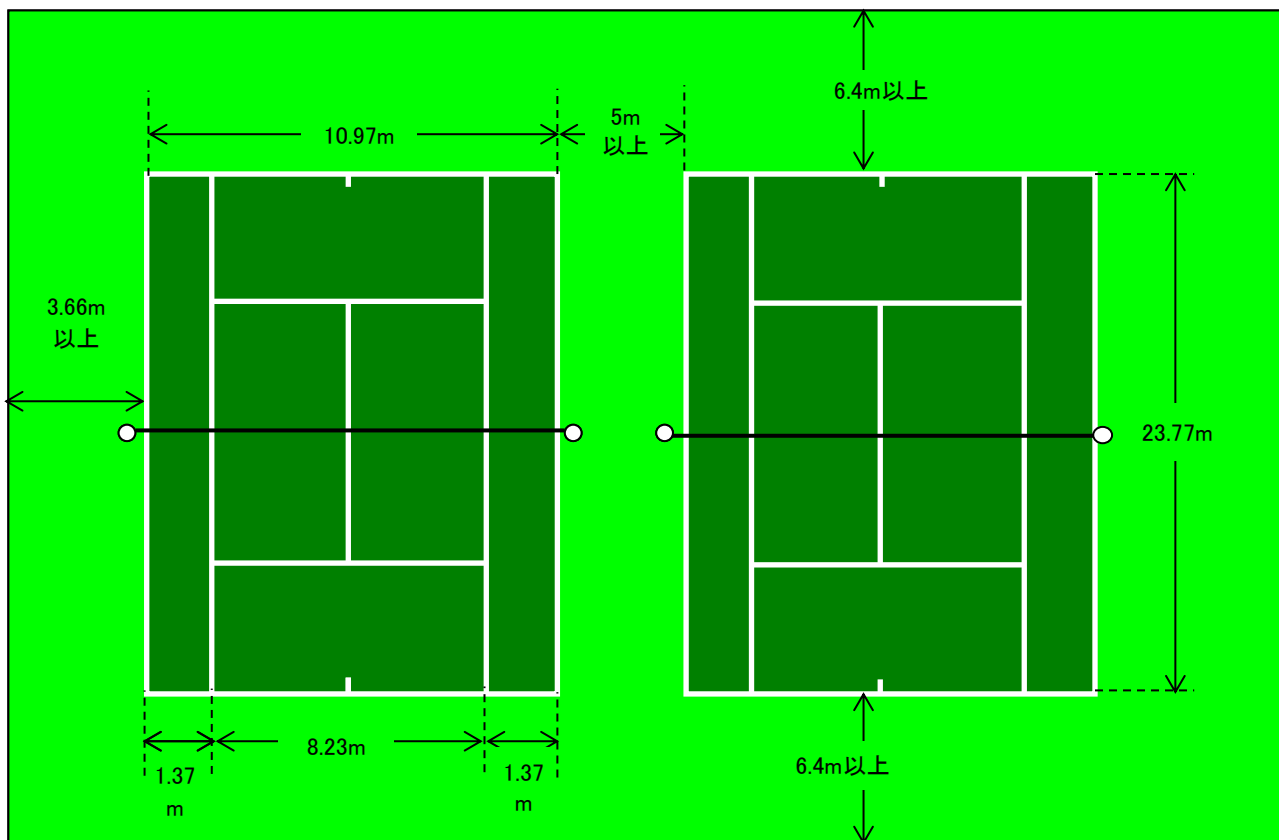
競技名	テニス
-----	-----

競技番号	4
------	---

基準	規定のコート 20面	摘要	2会場地に分かれる際は24面とする。
----	------------	----	--------------------

基準の主な内容

規定のコートは次のとおり。



- 配置：コートは各ブロック2～4面が望ましい。
 なお、競技運営上、競技本部より見通しのできることが望ましい。
- 大きさ等：コート間5m、ベースラインよりフェンスまで6.4m以上を基本とする。
 (テニスコートの建設マニュアルによる他、テニス規則による。)
- コートサーフェス：全天候型が望ましい。
 なお、少年種別会場のサーフェスはハードコートを推奨する。
- コート照明：全テニスコートを対象に設置する。ただし止むを得ない事情のある場合は、最低4～8面でもよい。
 コートの照度は、コート面から1mの高さで500ルクス以上を推奨する。

〔(公財)日本テニス協会「国体テニス競技の施設基準に関する細則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

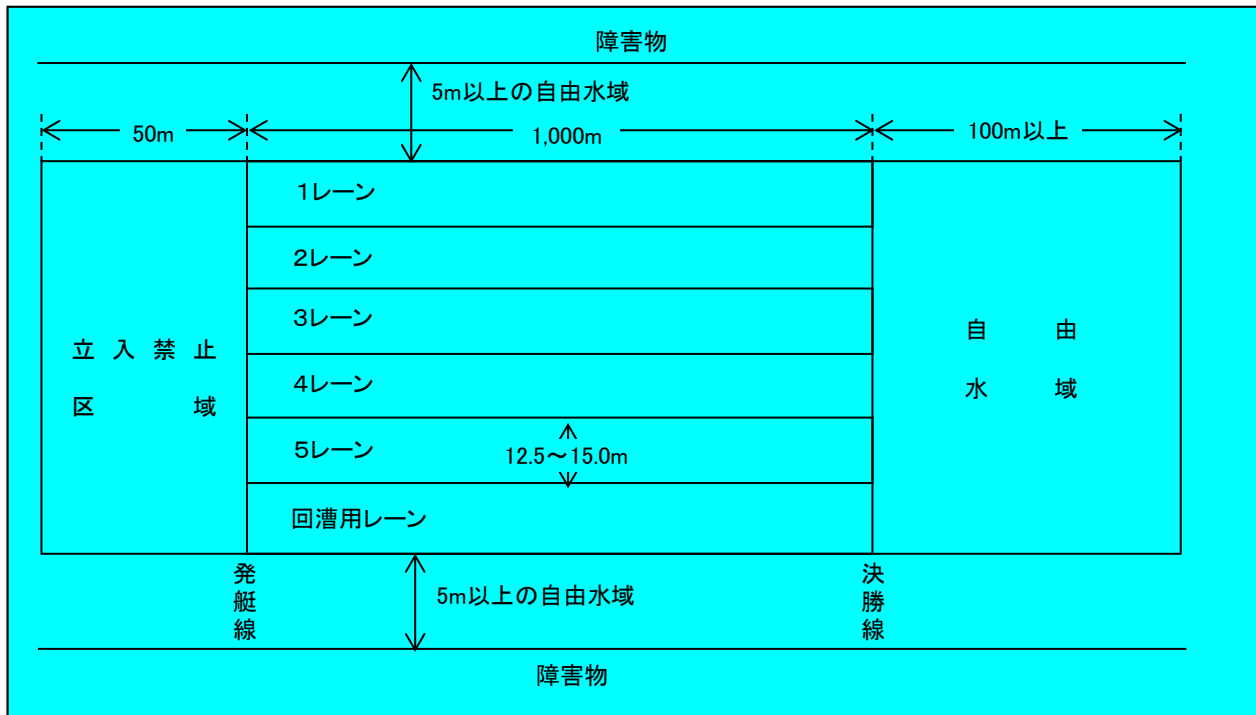
競技名	ボート
-----	-----

競技番号	5
------	---

基準	1,000mの5コースを有する水路 1、艇庫 1 (仮設でもよい) 回漕用として1コース程度を付設する水路	摘要	
----	---	----	--

基準の主な内容

コースは次のとおり。



- 国民体育大会ボート競技は、B級以上のコースで行う。〔規定4〕
 - 競漕レーンは、直線でなければならない。〔規定5〕
 - 決勝線の後方に、長さ100m以上の自由水域を設けなければならない。〔規定5〕
 - コースの各レーンは互いに平行し、各レーンの幅は標準13.5m、最小限12.5m、最大限15mとする。〔規則7〕
 - 競漕レーンの外境と岸、その他固定構築物との間には、5m以上の自由水域を設けなければならない。〔規定8〕
 - レーンの水深は、各レーンの深さが均等でない場合は3m以上、各レーンの深さが均等な場合は2m以上とする。〔規定9〕
 - コースに流れのあるときは、競漕レーンの全幅について同一の速さであり、かつ流速20cm/秒 (B級)を越えないことを原則とする。〔規定10〕
- [(公社)日本ボート協会「競漕規則」(「規則」)及び(公社)日本ボート協会「コース規格規定」 (「規定」)から抜粋]

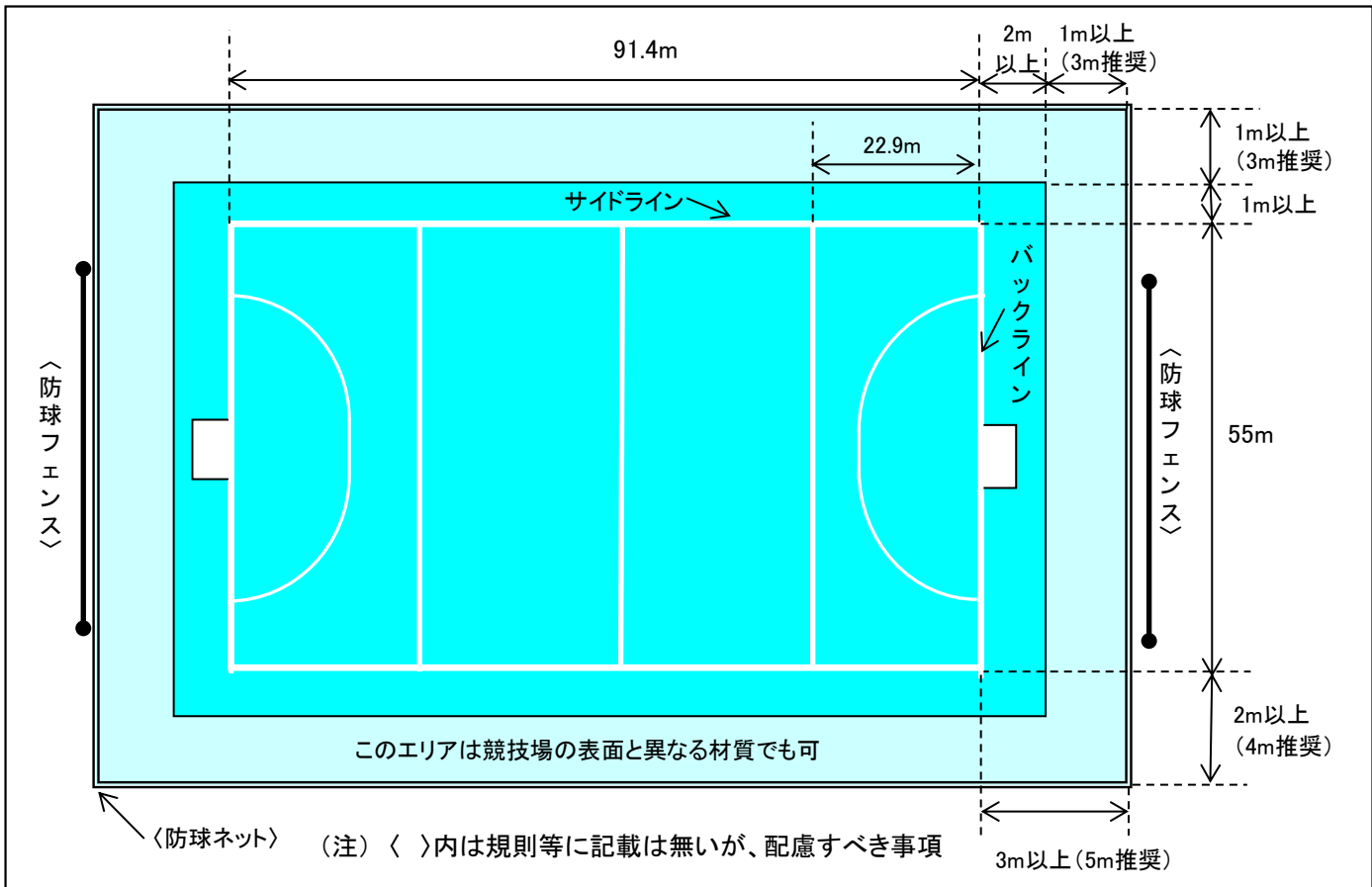
(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

基準	規定の競技場2面	摘要	
----	----------	----	--

基 準 の 主 な 内 容

規定の競技場は次のとおり。



- プレイフィールドは、幅55mのバックラインと長さ91.4mのサイドラインで仕切られた長方形である。
- 競技場の表面と同質素材の範囲は、外のスペースにバックライン側は少なくとも2m、サイドライン側は少なくとも1mとし、それ以外の材質でもよいが、さらに外側に1m(四方)のエリアをとっておかなければならない。
- バックライン側は4mプラス1m(5m)、サイドライン側は3mプラス1m(4m)の空間をとることを勧める。

〔(公社)日本ホッケー協会「ホッケー競技規則(フィールド及びフィールド備品 1.1)」から抜粋〕

- 競技場2面は、人工芝(うち1面は日本ホッケー協会公認)とする。

〔(公社)日本ホッケー協会「国民体育大会ホッケー競技施設基準(第4条)」を抜粋〕

(配慮すべき事項)

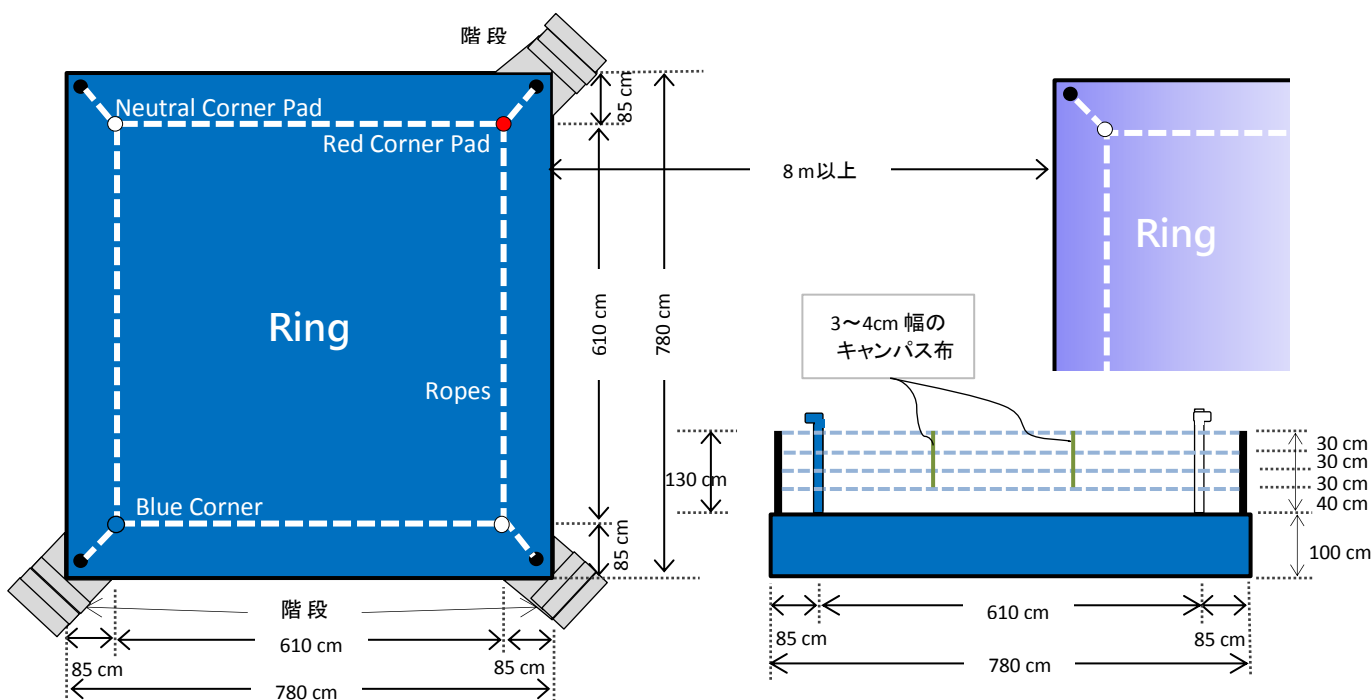
(先催県の事例)

基準	規定のリング2面を設置することができる体育館 1 (床面積:縦40m以上×横35m以上)	摘要	
	検診、計量会場、医療室、グローピング室、選手練習場などの付帯施設		

基準の主な内容

規定のリングは次のとおり。

- (1) AIBA公認リングを使用しなければならない。ただし2013年6月以前に購入した日本ボクシング連盟公認のリングについてはこの限りでない。〔規則20.1〕
- (2) リング・キャンパス等のサイズ…図参照 ※キャンパス地は青色とする。〔規則20.2〕



(3) リングフロアー

- ①リングフロアーは、柔らかく質が高く弾力性のあるフェルトゴム、もしくは他の適した承認済みの素材をもちいること。厚みは1.5cm以上2.0cm以下とする。〔規則20.3.1〕
- ②キャンパスは全床を覆い、滑りにくい素材からできていなければならない。〔規則20.3.2〕

(4) リングロープ

- ①リングロープは安全な素材で覆われていること。〔規則20.4.1〕
- ②リングにはコーナーポストそれぞれに4本のロープ(カバーを除いて、太さはそれぞれ4cm)が取り付けられていること。〔規則20.4.2〕
- ③4本のロープの位置は、キャンパスから、40cm、70cm、100cm、130cmである。〔規則20.4.3〕
- ④辺の4本のロープは3cmから4cm幅のキャンパス布2本で等間隔につなぐ。〔規則20.4.4〕
- ⑤上の2本のロープはピンと張っていないなければならない。下の2本のロープは張りがきつすぎてはいけない。〔規則20.4.5〕

(5) 階段

リングには3つの階段を備え付けること。その内の2つは競技者とセカンドが使用する赤・青コーナーに取り付け、残りの1つはDS側ニュートラルコーナーに取り付け、レフリーとリングドクターが使用する。
〔規則20.5〕 ※ DS : ディプティスーパーバイザー

〔「(一社)日本ボクシング連盟競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

○リングの照度は1,200~1,500ルクスが望ましい(照明は仮設で可)。

(先催県の事例)

床面積:縦40m以上×横35m以上 ⇒ 縦36m×横30m(山口県)

競技名 バレーボール

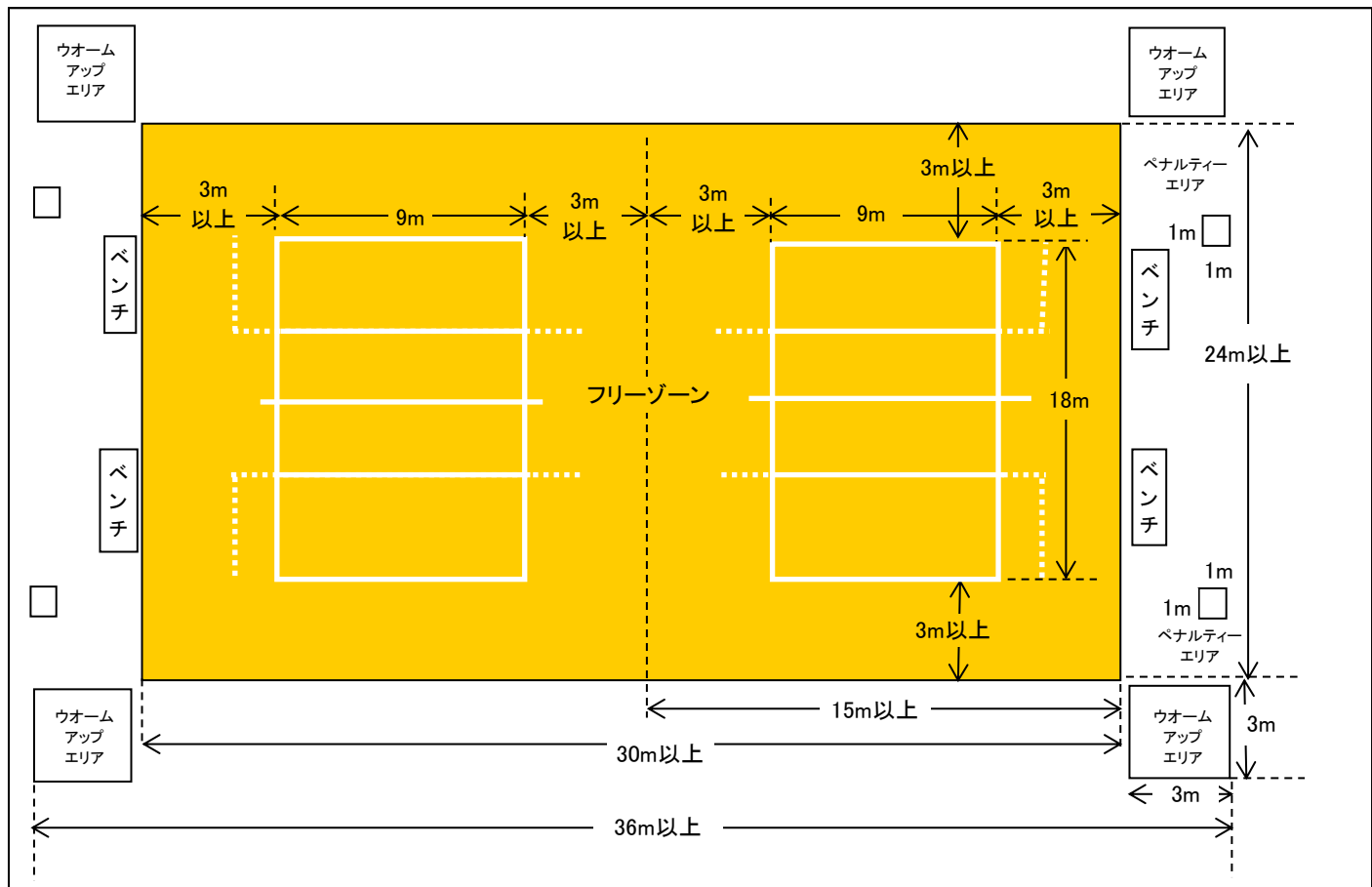
競技番号 8

基準 規定の屋内コート8面

摘要 2会場地以上に分かれてもよい。
体育館の天井の高さは10m以上が望ましいが、7m以上あればよい。

基準の主な内容

規定のコートは次のとおり。



- コートは18m×9mの長方形で、少なくとも3mの幅のフリーゾーンにより囲まれている。[規則1.1]
- フリープレー空間は、何の障害物もない競技エリアの上の空間で、競技をする表面から、少なくとも7mの高さがなければならない。[規則1.1]
- ネットの支柱は、サイドラインの外側0.50～1mの位置に設置する。[規則2.5.1]
- ペナルティエリアは、それぞれのエンドライン延長線上の外側でコントロールエリア内に約1m×1mの広さで、2脚の椅子を用意し設けられる。[規則1.4.6]

〔(公財)日本バレーボール協会「バレーボール6人制競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

競技名	体 操
-----	-----

競技番号	9
------	---

基準	規定の各器具を設置することができる体育館 1	摘要	2会場地に分かれてもよい。
----	------------------------	----	---------------

基 準 の 主 な 内 容

規定の各器具を設置することができる体育館は次のとおり。

【体操競技】(日本体操協会平成18年8月発行規定集41頁第5条より)

- 競技場の広さ 2000㎡以上
- 競技場の高さ 12m以上
- 空調設備 選手に競技しやすい環境を提供できるよう冷暖房を完備していること

【新体操】(日本体操協会平成18年8月発行規定集41頁第5条より)

- 競技場の広さ 2000㎡以上
- 競技場の高さ 12m以上
- 演技面 内側13m×13m
その周りには最低1mの安全地帯を設ける(2002年版女子採点規則第32条)
なお、演技台を設ける場合には最低2mとする。
- 空調設備 選手に競技しやすい環境を提供できるよう冷暖房を完備していること

※但し、地元の保有施設がこの限りでない場合には、別途検討、調整を図る。

〔(公財)日本体操協会「国民体育大会体操競技の会期及び施設、器械等のガイドライン」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 照度は、1000ルクス以上。

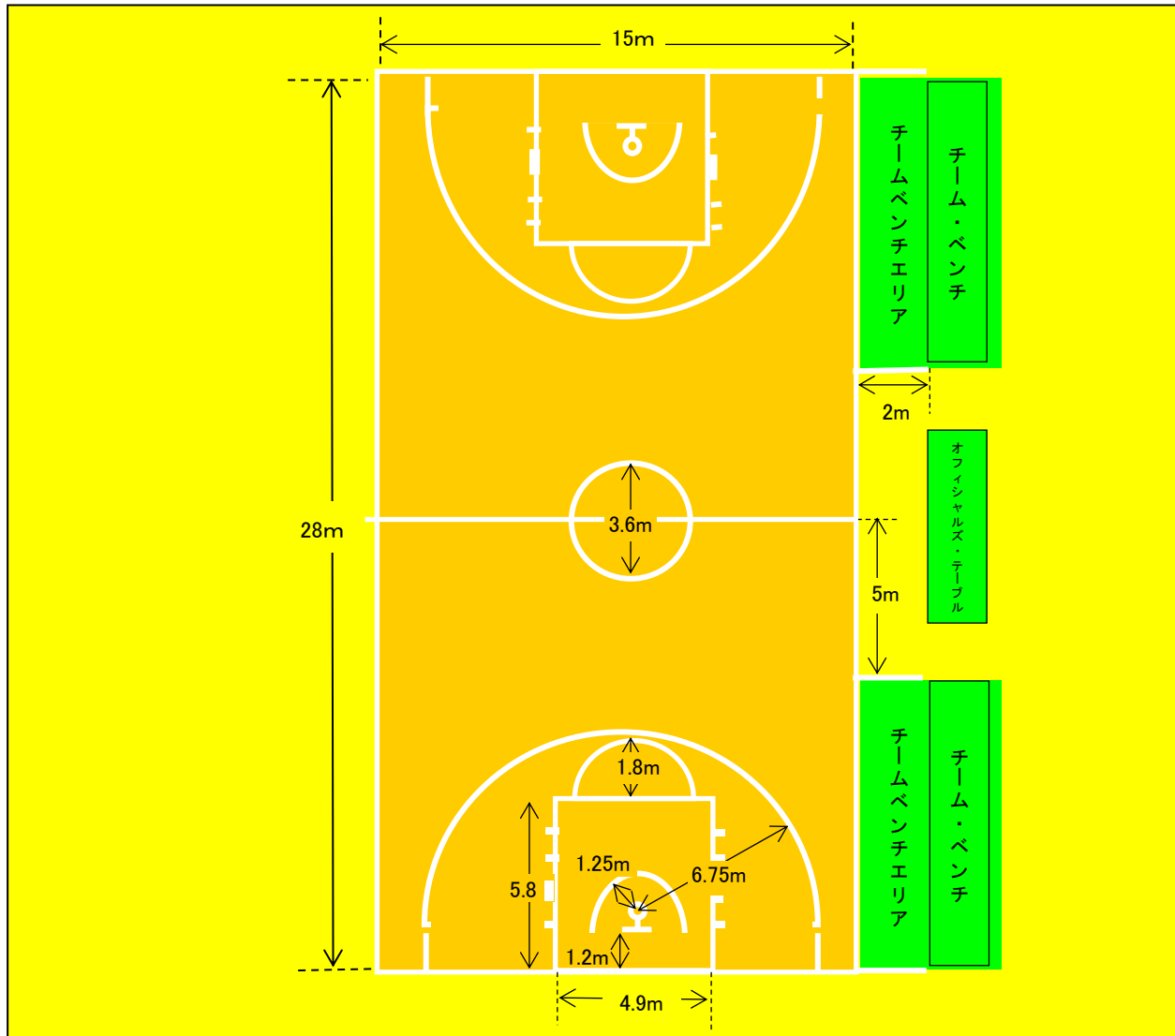
(先催県の事例)

競技名	バスケットボール	競技番号	10
-----	----------	------	----

基準	規定の屋内コート10面	摘要	近接であれば2会場地以上に分かれてもよい。
----	-------------	----	-----------------------

基準の主な内容

規定のコートは次のとおり。〔規則2.1〕



○コートは、チーム・ベンチにすわっている人を含むすべての障害物から2m以上離れていなければならない。〔規則2.4.1〕

〔(公財)日本バスケットボール協会「バスケットボール競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- オフィシャル席をどちらのサイドにも設置可能にするため、また、プレーに障害のないようにするため、コートの境界線から障害物までの距離は5m以上が望ましい。
- 隣接するコートの間隔は、7m以上が望ましい。
- 照度はコート面上1mの高さで700ルクス以上とすることが望ましい。

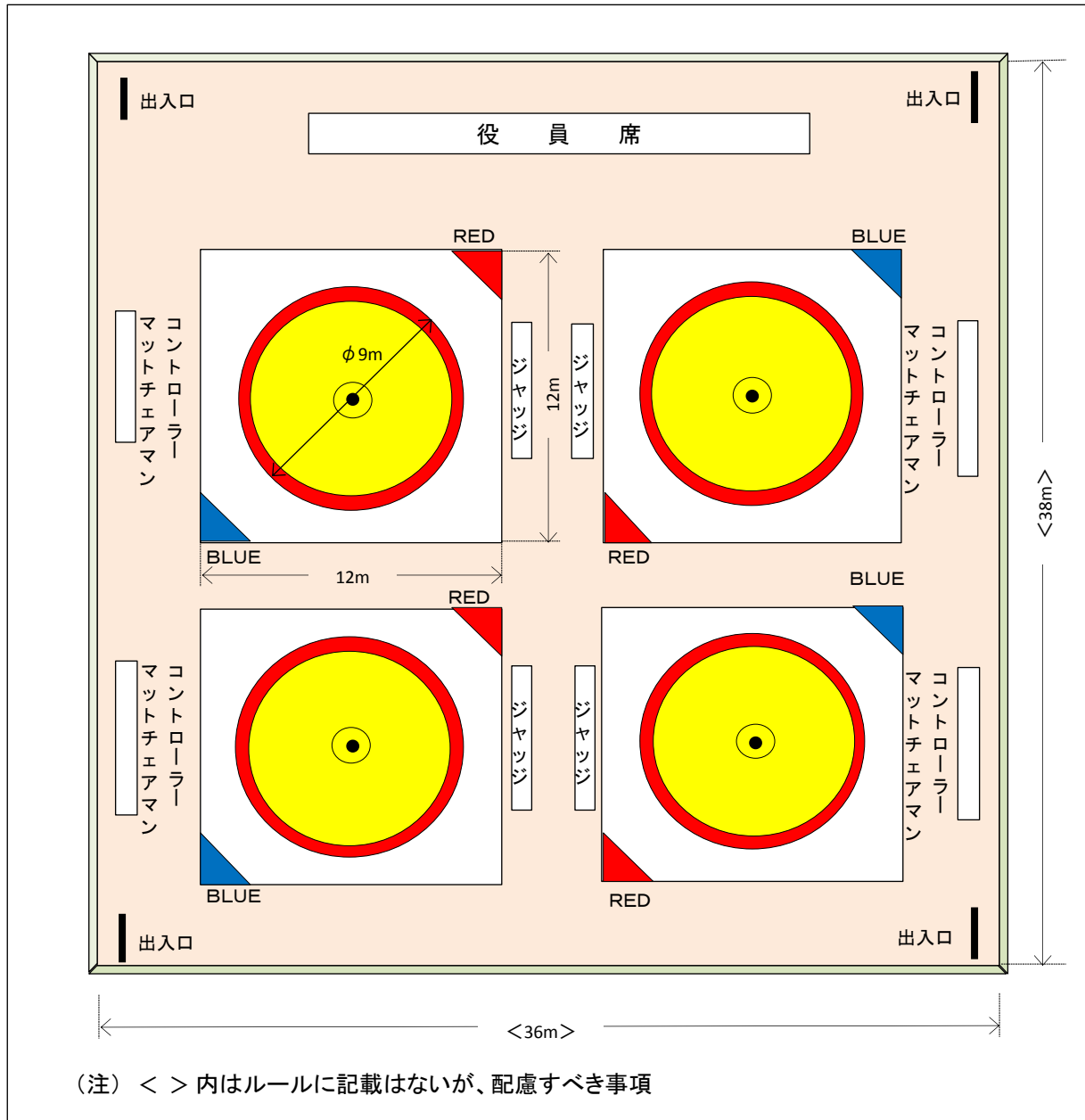
(先催県の事例)

規定のコート10面⇒規定のコート7面(新潟県、千葉県、山口県、東京都、長崎県)

基準	規定のマット4面を設置することができる 体育館 1	摘要	2会場地に分かれてもよい。
----	------------------------------	----	---------------

基準の主な内容

規定の競技場は次のとおり。



- マットは、9m直径の円形で、1.5m幅の同じ「厚さ」の補助部分を有するものとする。
- マットに隣接する木質部分のフローアは、柔らかい材質で完全に覆わなければならない。
- 競技会を円滑に運営するためにマット周辺には、適切な広さの、フローア残余部分を有しなければならない。

〔(公財)日本レスリング協会「レスリング国際ルール(第4条)」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- マットの余地は4mが望ましい。
- 観客の視野を確保するために、1.1mまでの高さの「プラットフォーム」上にマットを設営することが望ましい。

(先催県の事例)

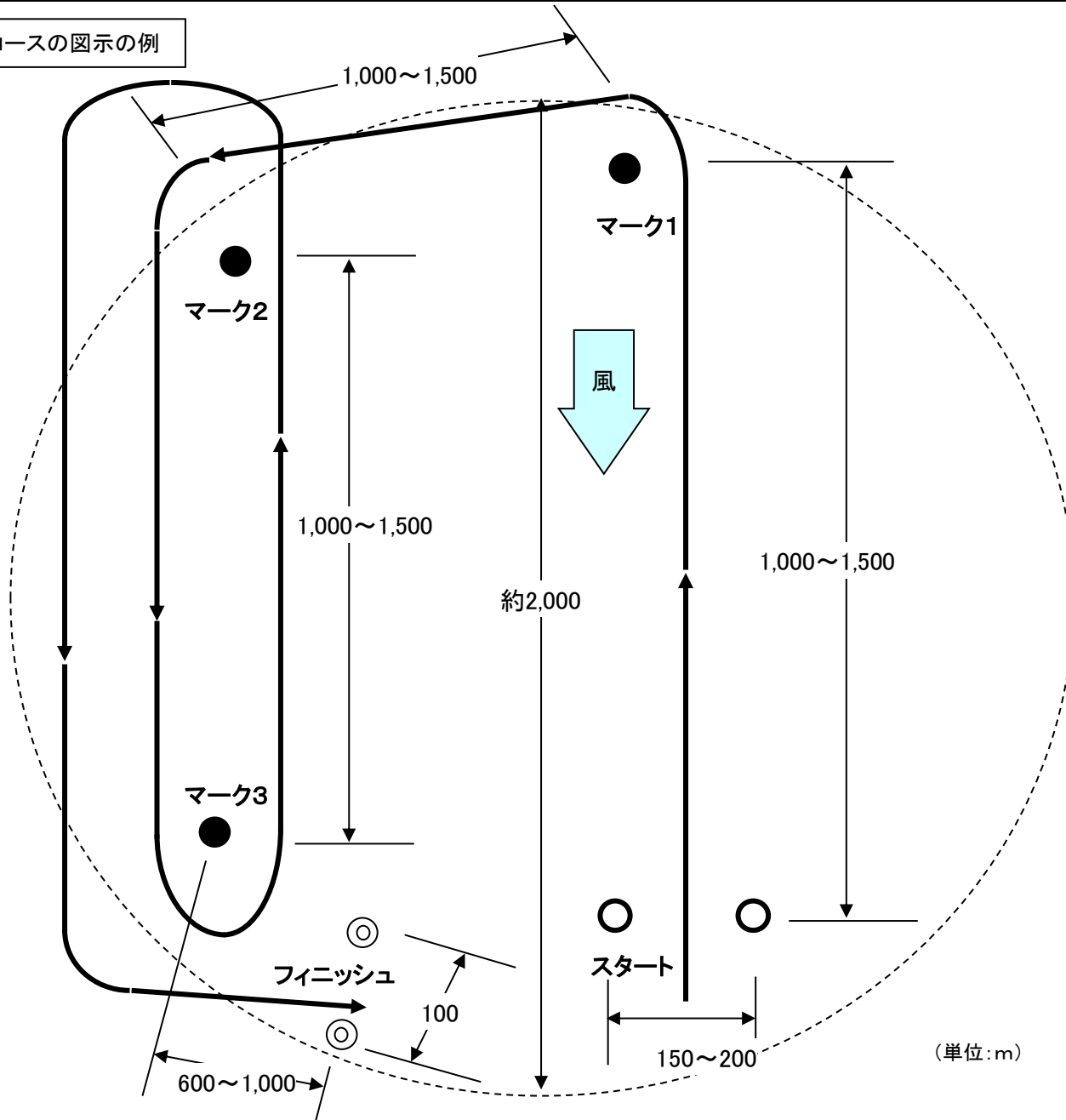
競技名 セーリング

競技番号 12

基準	日本セーリング連盟が適当と認める水域 1(2海面) ヨットハーバー、艇庫及び競技運営棟(仮設でもよい)	摘要	
----	--	----	--

基準の主な内容

コースの図示の例



〔(公財)日本セーリング連盟「2013-2016セーリング競技規則」参照〕

(配慮すべき事項)

- 競技水域は、ヨットハーバーの近くにあることが望ましい。
- ヨットハーバーから競技水域まで十分の水深があることが望ましい。
- ヨットハーバーから競技水域まで杭・漁網などの障害物がないことが望ましい。
- ウインドサーフィン用はヨットハーバー内に人工芝を張るか、砂浜が隣接していることが望ましい。

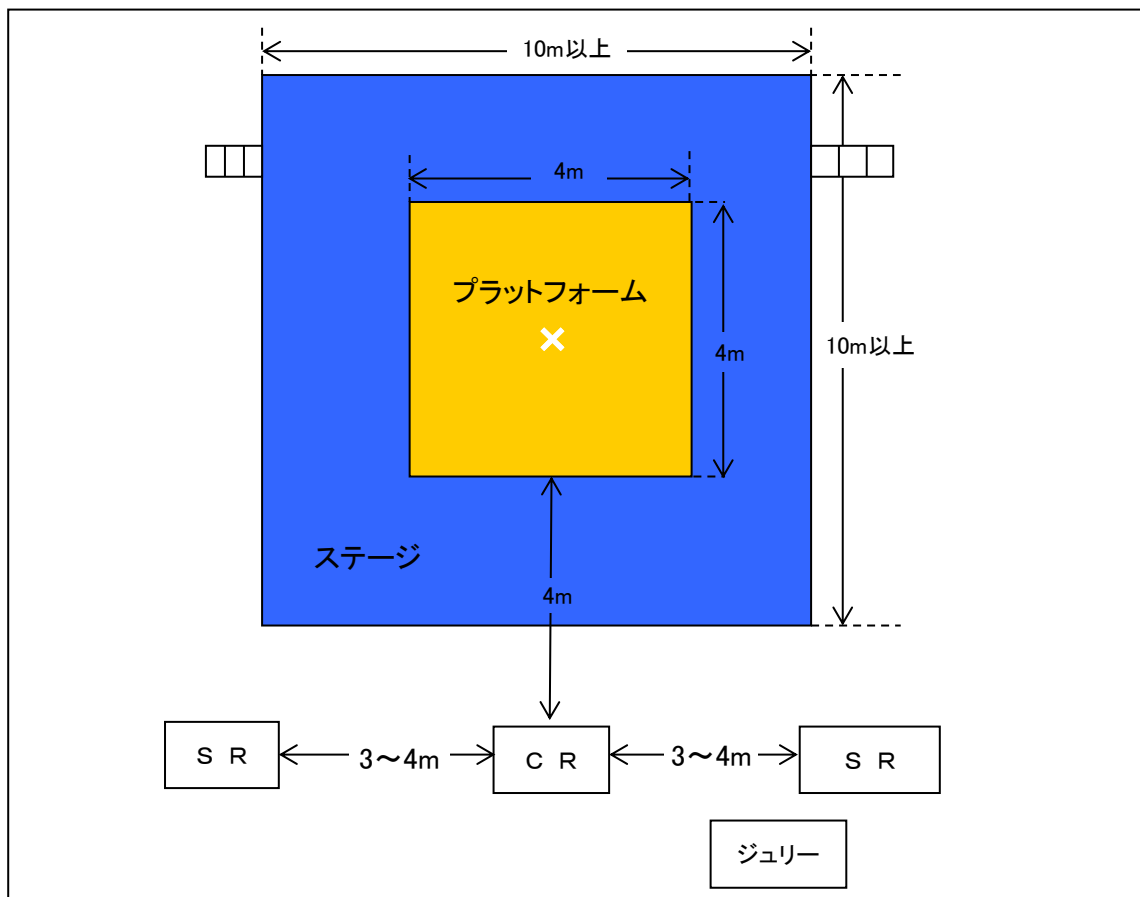
(先催県の事例)

競技名	ウエイトリフティング	競技番号	13
-----	------------	------	----

基準	<ul style="list-style-type: none"> ・競技会場は下記のいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①規定のプラットホーム1面を設置することができる施設 1 ②既定のプラットホーム2面を設置することができる施設 1 ③規定のプラットホーム1面を設置することができる施設 2 ・ウォーミングアップ場を各施設に1 (8セット以上のバーベルとプラットホーム) ・練習会場 1 (10セット以上のバーベルと練習用プラットホーム) 	摘要	③の場合は両施設が近接していることが望ましい。 競技日程は、競技会場が①の場合は5日間、②あるいは③の場合は3日間とする。
----	---	----	--

基準の主な内容

規定のプラットフォーム等は次のとおり。



- プラットフォームは水平な4m四方とする。プラットフォームと周辺の床が類似した色である場合は、区別するために最低15cm幅の異なる色で縁取りしなければならない。[規則3.1.2]
- プラットフォームは木・プラスチック又はその他の固い素材で作られていること。そして、それらは滑らないものでカバーされていてもかまわない。[規則3.1.3]
- (プラットフォームの)厚さは15cmを超えてはならない。[規則3.1.4]
- ステージの大きさは最低10m×10mとし、レフリー席およびジュリー席の床面からプラットフォーム表面までの高さは最大1mとする。プラットフォームには標準的な段差をもつ階段を備え付けておかなければならない。[規則3.1.6]
- 競技場のもっとも近いところにウォーミングアップ場を用意しなければならない。ウォーミングアップ場は参加競技者数に応じて適切な数のプラットフォームなどが備えられていないといけない。[規則3.2]

〔(一社)日本ウエイトリフティング協会「競技・競技会規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 会場は、体育館または公会堂的なものとし、フロアの広さは1,000㎡～1,200㎡程度が望ましい。

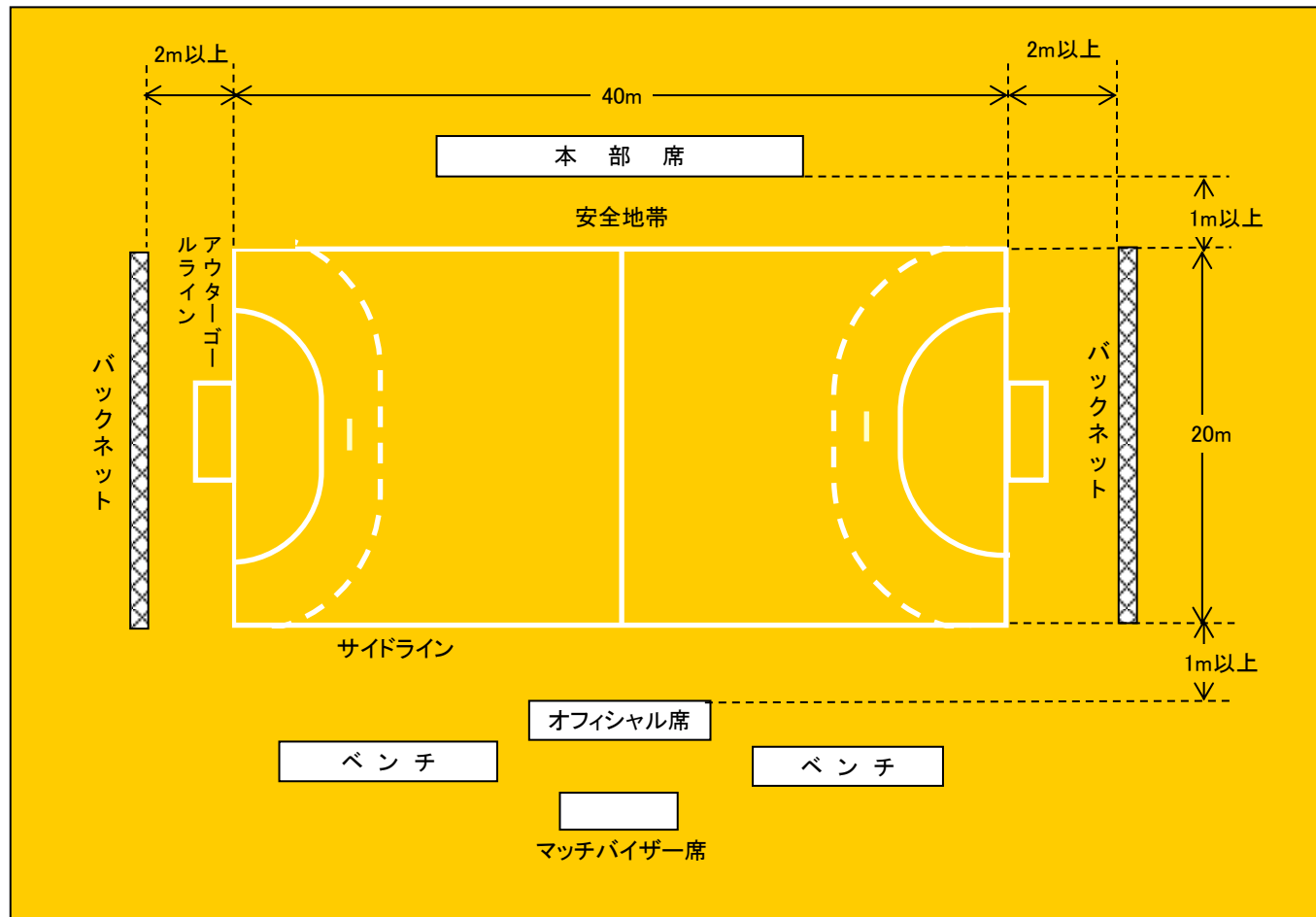
(先催県の事例)

競技名	ハンドボール	競技番号	14
-----	--------	------	----

基準	規定の屋内競技場6面	摘要	2会場地に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは10m以上が望ましいが、7m以上あればよい。
----	------------	----	---

基準の主な内容

規定の競技場は次のとおり。



○コート周囲には、サイドラインに沿って幅1m以上、ゴールラインの後方に幅2m以上の安全地帯を設けなければならない。〔規則1の1〕

〔(公財)日本ハンドボール協会「ハンドボール競技規則」(「規則」)及び「マッチバイザーの任務」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

屋内競技場6面⇒屋内競技場5面(山口県、岐阜県、東京都、長崎県)

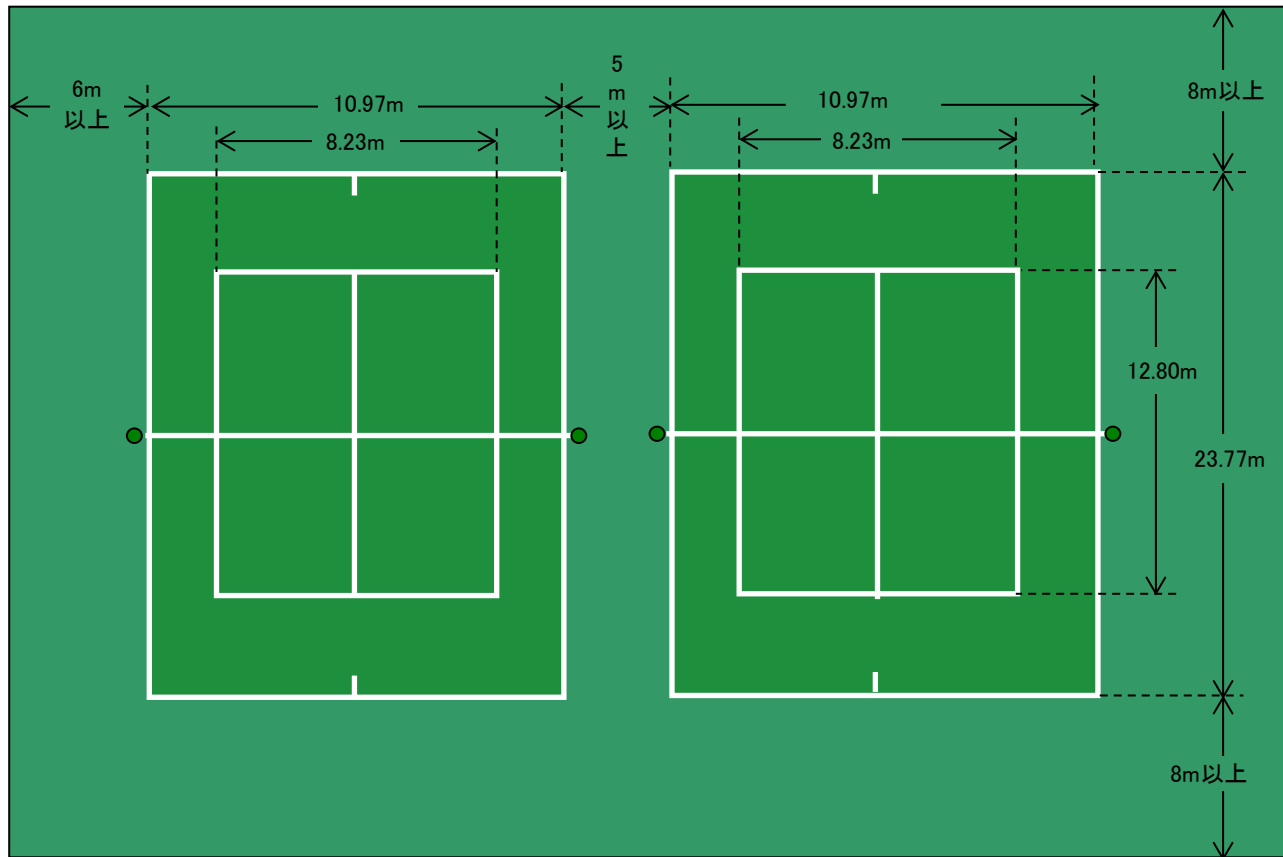
競技名	自 転 車	競技番号	15
基準	規定の競技場 1 規定のロードレースコース(1週の周長が少なくとも10km以上であり、10~15kmを原則とする周回ロードコース)	摘要	
基 準 の 主 な 内 容			
<p>1 規定の競技場は次のとおり。</p> <p>①屋外競走路の周長 500m、400m、333.33m、285.714m、および250mの5種類とし、競走路の幅員(路面実長)は7.0m~9.0mとする。〔要項2-1〕</p> <p>②競走路の構造 競走路の路面は、木造板張りまたはコンクリート舗装、アスファルト舗装をもって施工し、競走を安全に行うために必要な硬度及び強度を有し、平坦でかつ均一な材質でなければならない。また、濡れた場合にもできるだけ速く乾くよう不透水性であることが望ましい。〔要項3〕</p> <p>③安全地帯 競走路の内側に、ブルーバンドを含めて、最小幅員4mの安全地帯を設ける。〔要項4〕</p> <p>④コーナー及びバンク 競走路は、長さ15m以上の直線部、最小曲率半径を有する円曲線部及びこれらの直線部と円曲線部を結ぶ緩和曲線部を有する。〔要項5-1〕</p> <p>⑤直線部 通常6~8°の横断勾配をつけるが、緩和曲線部の横断勾配により調整する。ただし、15°を越えないようにする。〔要項5-2〕</p> <p>⑥胸壁又は金網柵 競走路と観客席を区画するために、競走路の外側に沿って、最低90cmの高さの胸壁を設ける。〔要項6-1〕</p> <p>⑦競走路の標示線 競走路の内縁から内側を、最少走路の10%幅でブルーに塗り、これをブルー・バンドと称する。ブルー・バンドは競走には用いない。〔要項8-1〕</p> <p>⑧補助走路 インフィールド又は保護地帯の内側にウォーミングアップ・クーリングダウンのための補助走路を設ける。〔要項10〕</p> <p>⑨インフィールド 円滑な競技大会運営のために、インフィールドにいる人員が妨げにならないよう、インフィールドは走路より75~100cm低くすることが望ましい。〔要項16〕</p> <p>〔(公財)日本自転車競技連盟「競技規則 付表5-1:自転車競技場および施設に関する基準要項」から抜粋〕</p> <p>2 規定のロードレースコースは、次のとおり。</p> <p>○国民体育大会のロード・コースは、1周10km~15kmの周回コースであることを原則とする。〔要項1-1〕</p> <p>○登坂路、降坂路とともに平坦な区間も含み、鉄道踏切、鋭角のカーブ、断崖、降り坂の急カーブ等の注意箇所のない舗装道路とする。また、選手団通過時に全面交通規制ができることが望ましい。〔要項1-1〕</p> <p>○幅員は6m以上で、最後の1km地点からフィニッシュ・ラインの後方100mまでは最小8mとし、10m以上であることが望ましく、視距離前後200m以上とする。ただし、道路外が直ちに建物壁、側溝、崖等になっている場合は配慮する。フィニッシュ地点は平坦もしくは上り坂とする。〔要項1-1〕</p> <p>○1日ロード・レースの場合は、スタート・フィニッシュが同一点であることが望ましい。〔要項1-1〕</p> <p>○随行車両がフィニッシュ・ラインを横切らずに駐車場へ入れる迂回路があること。〔要項3-1〕</p> <p>〔(公財)日本自転車競技連盟「競技規則 付表5-2:ロードレースのコースに関する基準要項」から抜粋〕</p>			
(配慮すべき事項)			
(先催県の事例)			

競技名	ソフトテニス	競技番号	16
-----	--------	------	----

基準	規定のコート16面	摘要	2会場地に分かれてもよい。
----	-----------	----	---------------

基準の主な内容

規定のコートは、次のとおり。



- アウトコートはコート周囲のスペースで、ベースラインから後方に8m以上、サイドラインから外側に6m以上であることを原則とする。〔規則8〕
- コートが2面以上ならば場合、隣接するコートにおいて接するサイドラインの間隔は5m以上であることを原則とする。〔規則8〕
- コート及びアウトコートのサーフェスは、アウトドアではクレー、砂入り人工芝又は全天候型ケミカル等とし、インドアでは木版、砂入り人工芝、硬質ラバー、ケミカル等とする。〔規則4〕

〔(公財)日本ソフトテニス連盟「競技規則」から抜粋〕

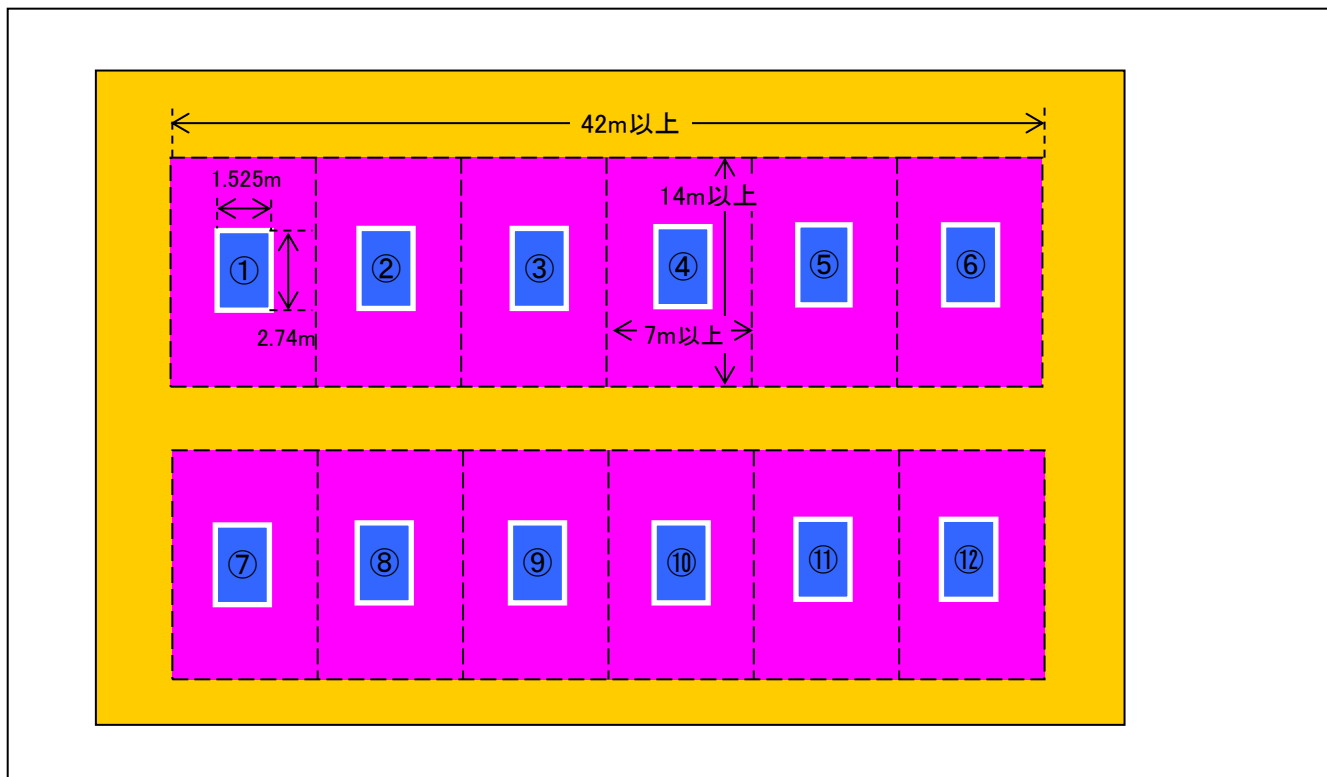
(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

基準	規定のコート12面(予備コート2面を含む)を設置することができる体育館 1	摘要	2会場地に分離して開催する場合は、各体育館に、規定のコート8面を設置する。
----	---------------------------------------	----	---------------------------------------

基準の主な内容

規定のコートは、次のとおり。



- 競技領域は、長さ14m、幅7m以上の長方形で、高さ5m以上なければならない。〔ルール2.2.3.1〕
- 競技領域は、隣接の競技領域と観戦席から、高さ約75cmまたは50cmの均一な濃色の「フェンス」で、区切られていなければならない。〔ルール2.2.3.3〕
- プレーイングサーフェスの高さで計った照度は、プレーイングサーフェス全面にわたって 1,000ルクス以上、競技領域のその他の部分における照度は500ルクス以上でなければならない。〔ルール2.2.3.4〕
- 照明源は床上5m以上にななければならない。〔ルール2.2.3.6〕
- 背景は全般的に濃色で、明るい照明源、または覆われていない窓を通す日光が含まれてはならない。〔ルール2.2.3.7〕
- 競技場の床は、明るい色、または明るく反射したり、滑りやすいものであってはならない。〔ルール2.2.3.8〕

〔(公財)日本卓球協会「日本卓球ルール」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

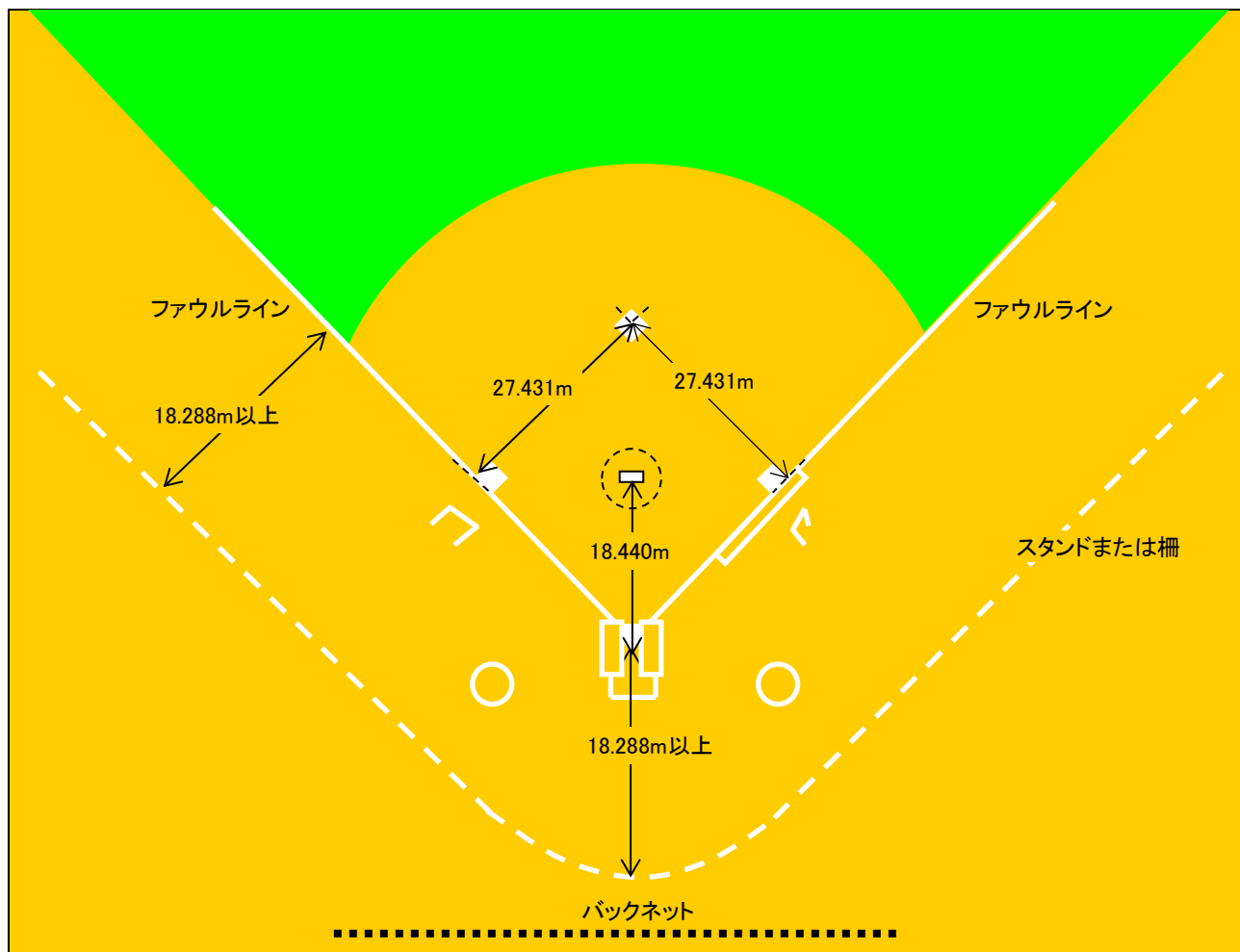
競技名 軟式野球

競技番号 18

基準	規定の野球場5面	摘要	2会場地以上に分かれていてもよい。 2会場地以上に分かれる場合は6面とする。
----	----------	----	---

基準の主な内容

規定の野球場は、次のとおり。



○本塁からバックストップまでの距離、塁線からファウルグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはプレイの妨げになる施設までの距離は、18.288m以上を必要とする。〔規則1・04〕

〔日本野球規則委員会「公認野球規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

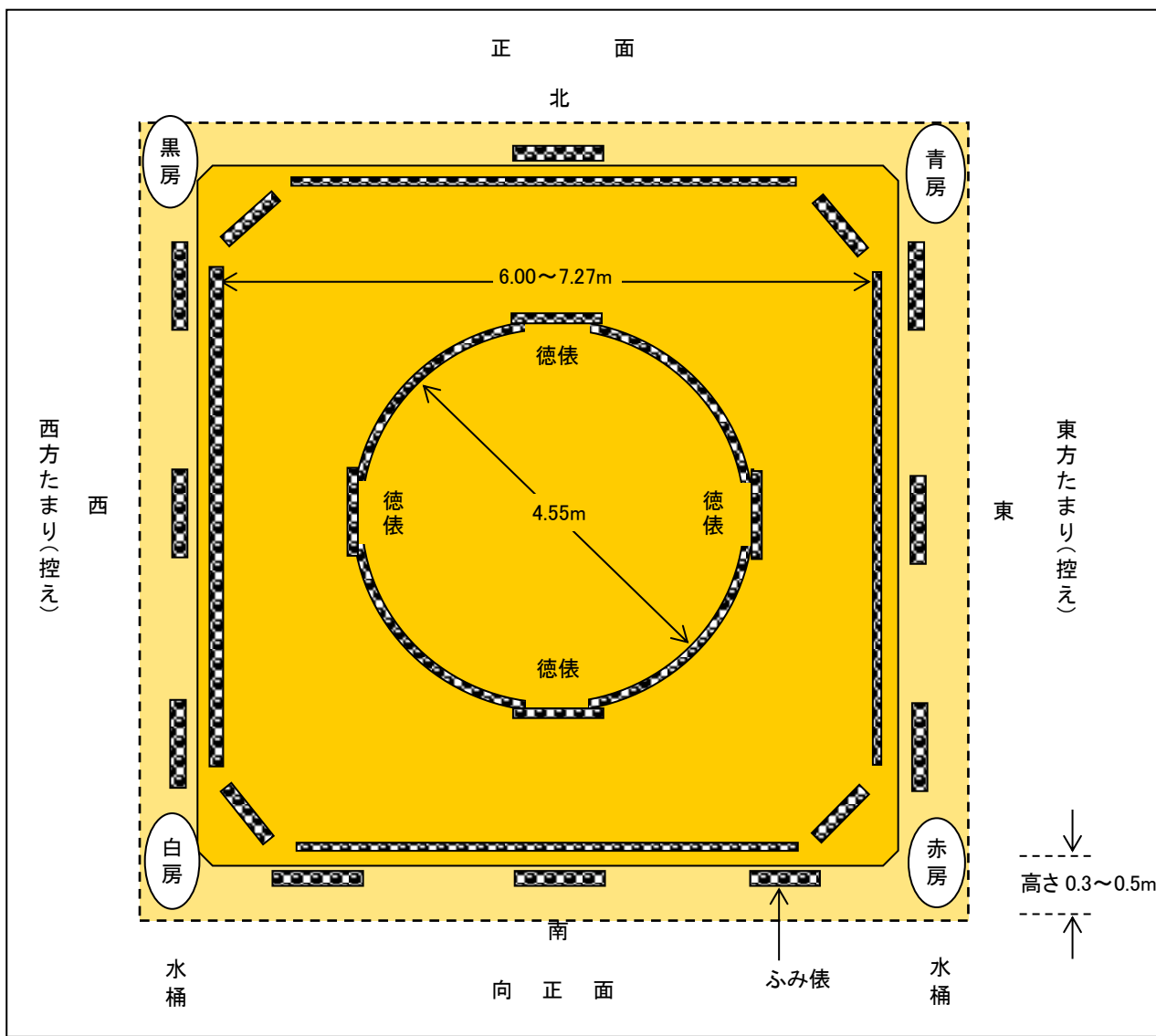
- ナイター照明があることが望ましい。
- 安全上フェンス等にラバーを設置することが望ましい。
- 両翼90m以上、中堅110m以上が望ましい。

(先催県の事例)

基準	規定の競技場 1	摘要	
----	----------	----	--

基準の主な内容

規定の競技場は、次のとおり。



- 土俵は盛土俵とし、土俵の表面は一辺600cm以上727cm以下の正方形とする。
- 土俵の高さは、30cmから50cmとする。
- 勝負俵は、土俵表面の対角線の交点を中心とした直径455cmの円の外側に埋めた小俵とする。勝負俵に使用する小俵の数は24個とする。そのうち4個は徳俵とする。
- 土俵の上には屋根(特設の枠組みのものを含む。)をつるす。
 [(公財)日本相撲連盟「土俵規程」から抜粋]

(配慮すべき事項)

- 競技場は屋内であることが望ましい。
- 土俵構築には、荒木田土を使用することが望ましい。
- 練習土俵は、6面以上で、テントで覆うことが望ましい。

(先催県の事例)

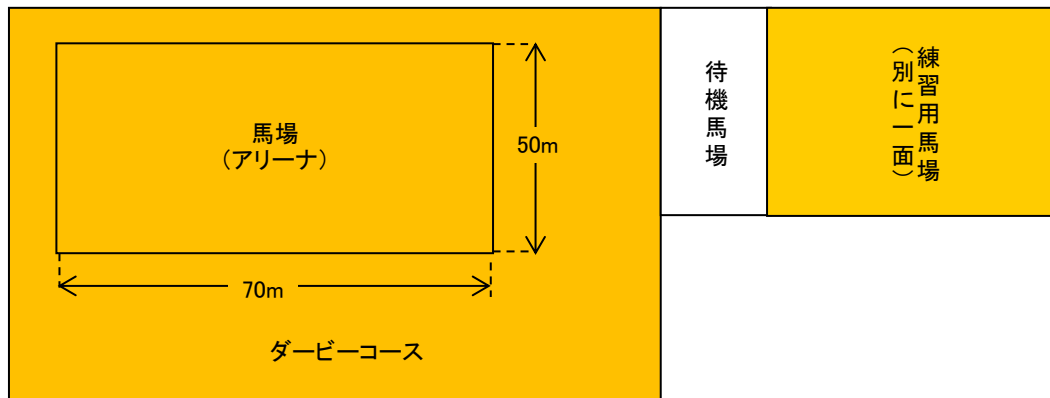
競技名	馬術	競技番号	20
-----	----	------	----

基準	障害馬術競技場1面 70m×50m(楕円形でも可)、 別途ダービーコースを隣接する。 障害練習場2面(うち1面は競技場隣接) 馬場馬術競技場1面 90m×50m 馬場馬術練習場2面(うち1面は隣接) 厩舎227馬房(1馬房 3m×3m) 隔離厩舎2馬房(1馬房 4m×4m) ホースマネージャー宿舎47名収容(各県1名男女別)	摘要	各施設は仮設並びにリースでもよい。
----	--	----	-------------------

基準の主な内容

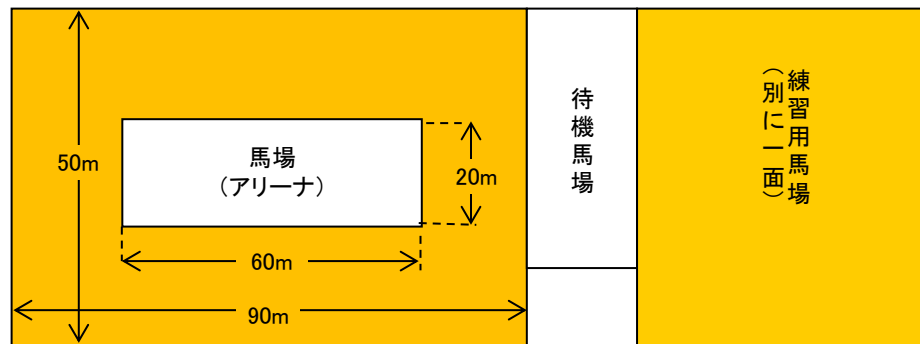
競技場の例は次のとおり。

(1) 障害馬術



- アリーナは四方を囲まれていなければならない。〔国内規程201.1〕
- 適正なトレーニング条件として十分な広さを持つ練習用馬場を提供しなければならない。〔国内規程201.3〕

(2) 馬場馬術



- アリーナは平坦で高低差がなく、長さ60m、幅20mの広さとする。〔国際規程429.2〕
- アリーナは主として砂馬場でなければならない。〔国際規程429.2〕
- アリーナ・フェンスは観客から少なくとも10m以上の距離をおいて設置する必要がある。〔国際規程429.2〕
- アリーナ・フェンスそのものは高さ約30cmの低い白色のフェンスで構築するものとする。〔国際規程429.2〕
- 60m×20mの練習用馬場を設置しなければならない。〔国際規程429.10〕

〔「(公社)日本馬術連盟競技会規程」(「国内規程」)及び「国際馬術連盟馬場馬術競技会規程」(「国際規程」)を参照〕

(配慮すべき事項)

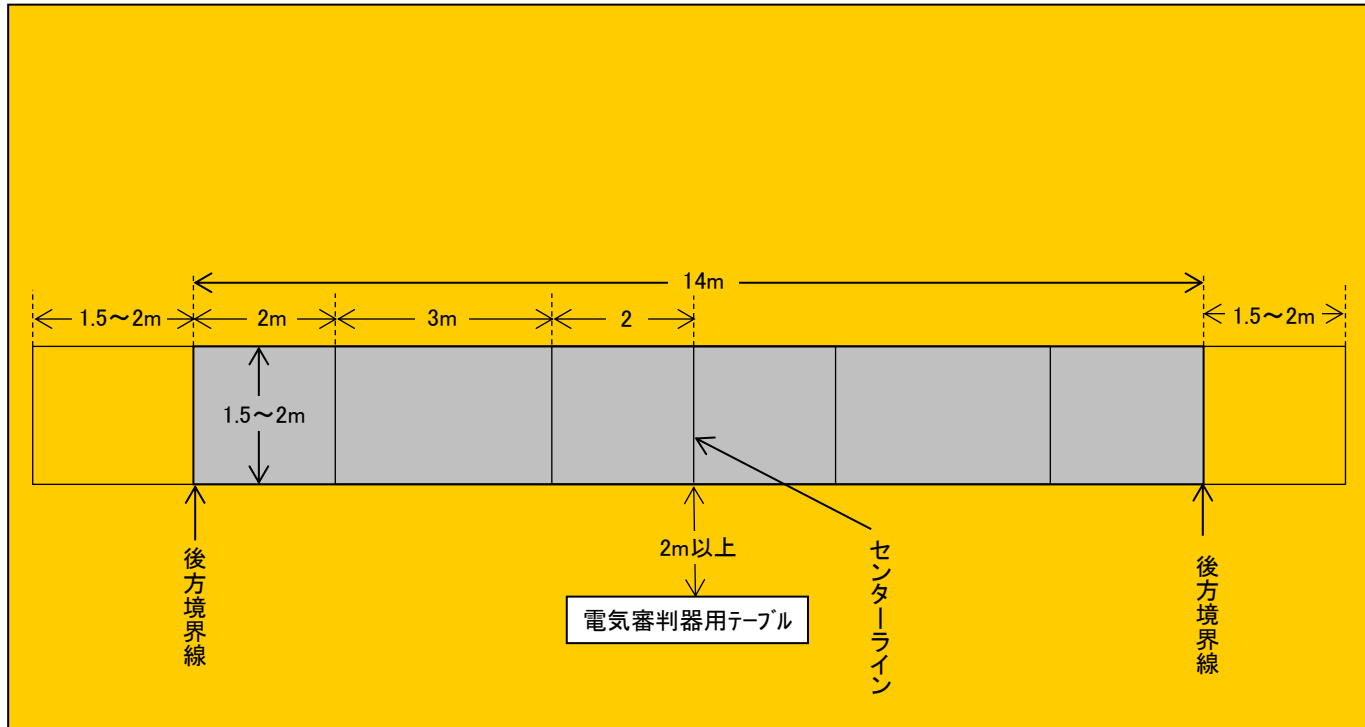
(先催県の事例)

競技名	フェンシング	競技番号	21
-----	--------	------	----

基準	規定のピスト8面を設置することができる体育館 1	摘要	開催時期により空調施設を有することが望ましい。
----	--------------------------	----	-------------------------

基準の主な内容

規定のピストは次のとおり。



- 競技場は平坦な表面でなければならない。両選手のどちらにも有利あるいは不利な点を与えてはならない。とくに光に関しては注意しなければならない。〔規則t.11〕
- フェンシングに使用される競技場はピストと呼ばれる。〔規則t.12〕
- 3種目の競技は同じピストで行われる。〔規則t.12〕
- ピストの幅は、1.5mから2mである。〔規則t.13〕
- 長さは14mである。それゆえに、センターラインから2mのところを位置した選手には、ピスト後方境界線を両足で踏み出さずに自由に後退できる5mの距離がある。〔規則t.13〕

〔「国際フェンシング連盟 競技規則」から抜粋〕

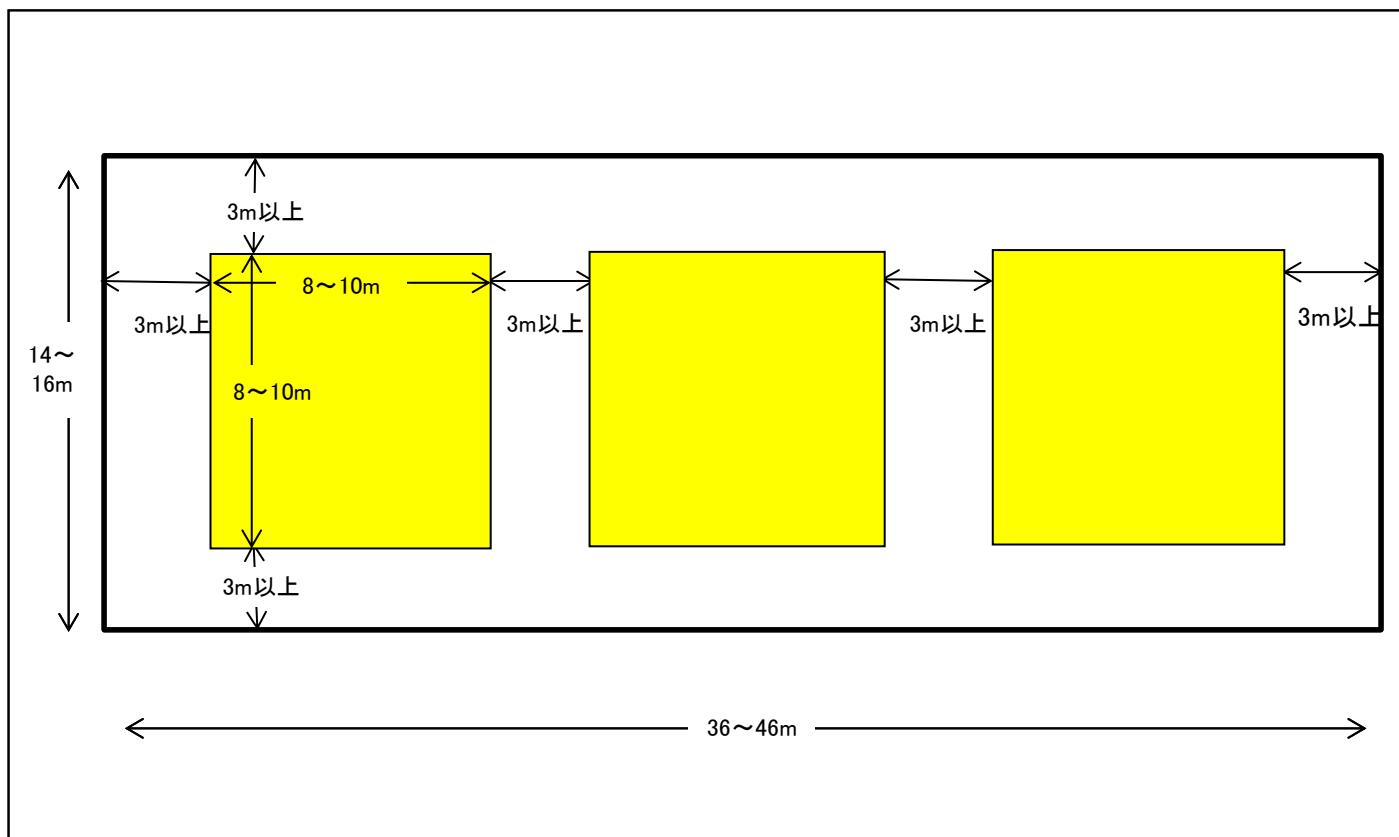
(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

基準	規定の競技場3面を有する柔道場又は体育館1 試合会場に隣接した練習場1(150畳程度)	摘要	試合は原則として床面に直接畳を設置する。 ただし、床面が固く弾力がない場合はかさあげをするなど、選手の安全を考慮して設置する。
----	--	----	--

基準の主な内容

規定の競技場は、次のとおり。



1 試合場の大きさ

- ①尺サイズの畳(従来の畳)を用いる場合
50畳(9.1m四方)を原則とするが、状況に応じて40.5畳(約8.2m四方)とすることも可能とする。
 - ②メートルサイズの畳を用いる場合
国際柔道連盟試合審判規定(国際規定)どおり8m~10m四方とする。
- ※場外共有部分(安全地帯)は、従来どおり2間又は3m以上を確保することとする。

2 畳の色

新しく畳をつくる場合は、場内と場外を識別した以下の2色に統一する。
 試合場内 パントーンカラーNo.1205U(薄いイエロー)
 試合場外 パントーンカラーNo.334U(グリーン)
 ただし、従来の「緑畳に場内外を区別するための赤畳を使用した2色」も、当面使用することができる。

〔「(公財)全日本柔道連盟理事会・評議員会決定事項(平成21年6月17日)」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

○安全地帯の幅は試合場全周にわたって4m以上であることが望ましい。

(先催県の事例)

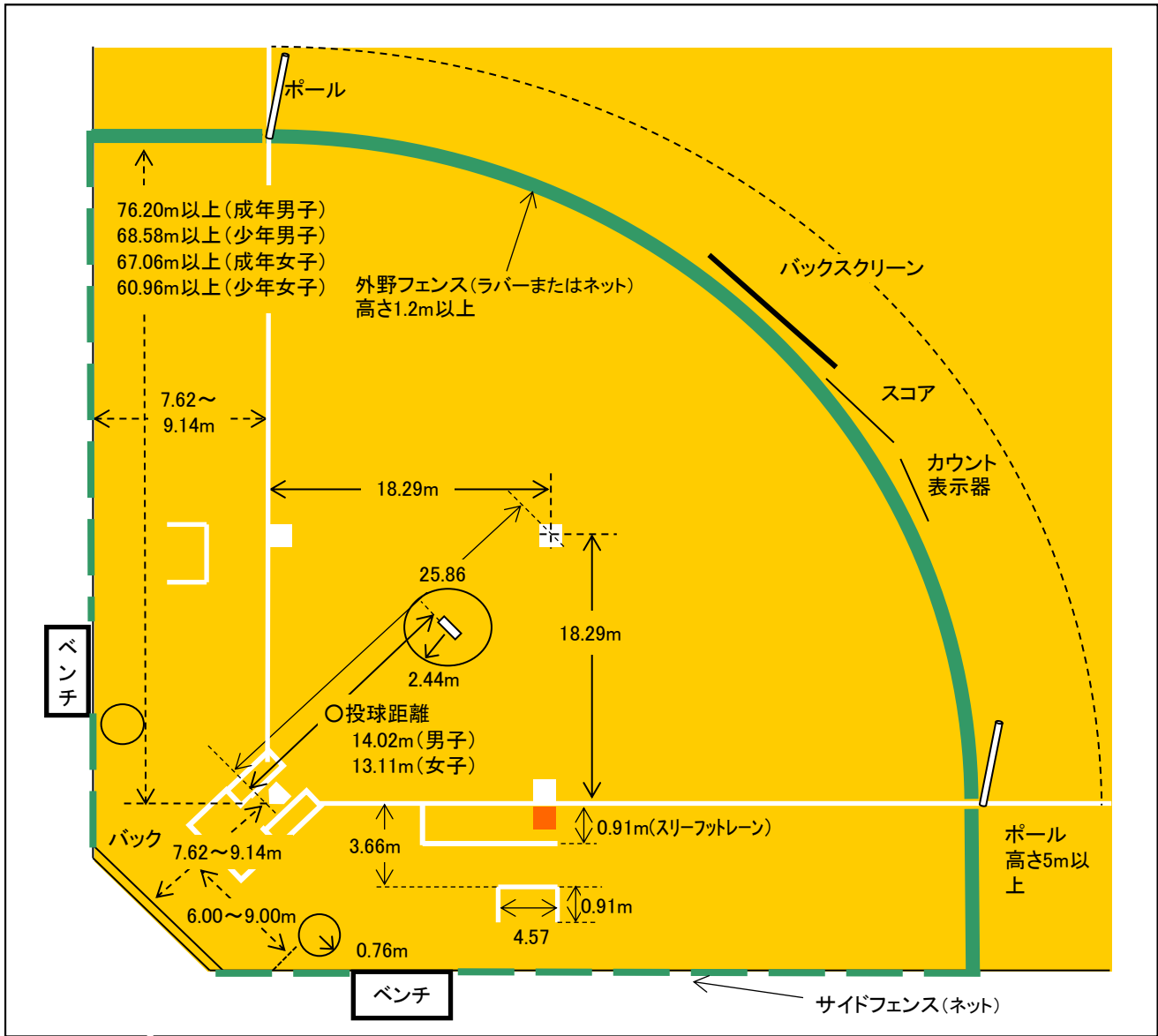
競技名 ソフトボール

競技番号 23

基準	規定の競技場8面	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。
----	----------	----	-----------------

基準の主な内容

規定の競技場は次のとおり。



- 競技場は平坦で、障害物のない地域であり、その上方空間を含む。〔ルール2-1〕
- フェア地域は、両ファウルラインと、本塁(ホームプレート)から、男子68.58m以上、女子60.96m以上の半径の円弧に囲まれた地域である。〔ルール2-1〕
- ※ 国体では成年男子は76.20m以上、成年女子は67.06m以上〔国体会場設営基準〕
- ファウル地域は、両ファウルラインの外側、および本塁とバックネットの間の地域である。〔ルール2-1〕

〔(公財)日本ソフトボール協会「オフィシャル・ソフトボール・ルール」及び「国民体育大会(ソフトボール競技)会場の設営基準」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- ナイター照明があることが望ましい。

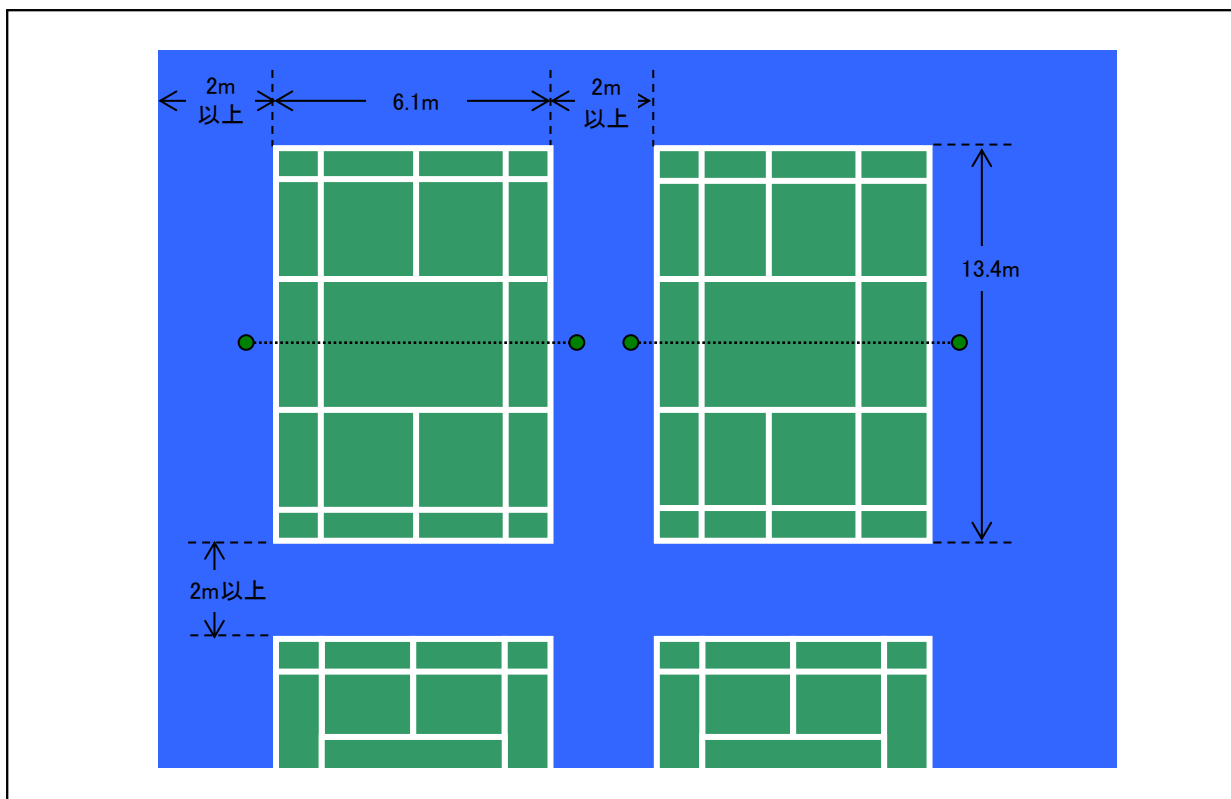
(先催県の事例)

競技名	バドミントン	競技番号	24
-----	--------	------	----

基準	規定のコート8面を有する体育館 1	摘要	2会場に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは12m以上あればよい。
----	-------------------	----	---------------------------------------

基準の主な内容

規定のコートは、次のとおり。



- 大会に使用する会場は、屋内で競技中は風をしゃ断しなければならない。〔規程10〕
 - 天井の高さは、コート面より12m以上とする。〔規程11〕
 - 競技区域は、コート外側四周にそれぞれ2m以上の余裕がなければならない。また、1会場に2面以上のコートを設ける場合にも、隣接するコートとの間隔は2m以上(※)とする。〔規程12〕
※隣接する競技区域との間隔は2m以上あることが望ましいが、確保できない場合は、プレーに支障なく行われるように運営する。〔規程 解説2〕
 - 会場の照度は、各コートともネットの中央上縁において1200ルクス以上(※)とする。〔規程13〕
※照明が1200ルクス未満であった場合は、会場ルールを定めて運営する。〔規程 解説3〕
 - 照明は、コートの真上ではしゃ光されていなければならないし、いかなる発光体もあってはならない。また、コートのバックバウンダリーライン上のいかなる位置から、反対側のバックバウンダリー上のいかなる位置を見通しても、その延長線上はすべてしゃ光されていなければならないし、いかなる発光体もあってはならない。〔規程14〕
 - プレーヤー及び観客などに試合の経過及びスコアが明確にわかるように、得点表示装置を置かなければならない。〔規程15〕
- 〔(公財)日本バドミントン協会「競技規則」(規則)及び「大会運営規程」(「規程」)から抜粋〕

(配慮すべき事項)

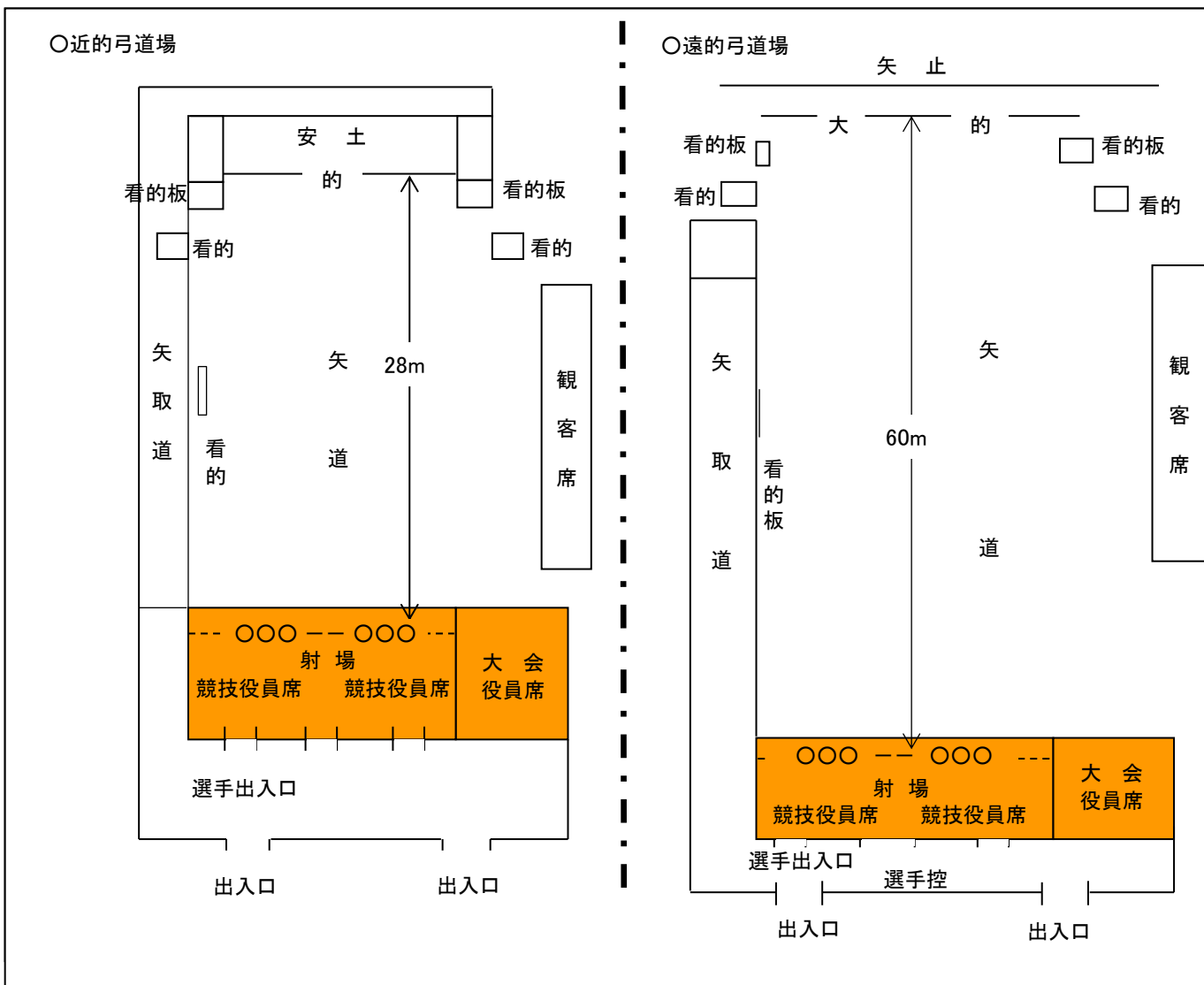
- コートは、全面にコートマットを使用することが望ましい。

(先催県の事例)

基準	規定の弓道場 1 遠的競技場 1(仮設でもよい。)	摘要	
----	------------------------------	----	--

基準の主な内容

規定の弓道場は、次のとおり。



○射位における選手相互の間隔は、近的競技は180cm以上、遠的競技は160cm以上とする。
ただし、これによらない場合は、要項に明示するか、競技開始前に競技委員長が宣告する。
〔規則11〕

〔(公財)全日本弓道連盟「弓道競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 矢取道は、屋根があることが望ましい。
- 大的の上まで屋根があることが望ましい。【遠的】

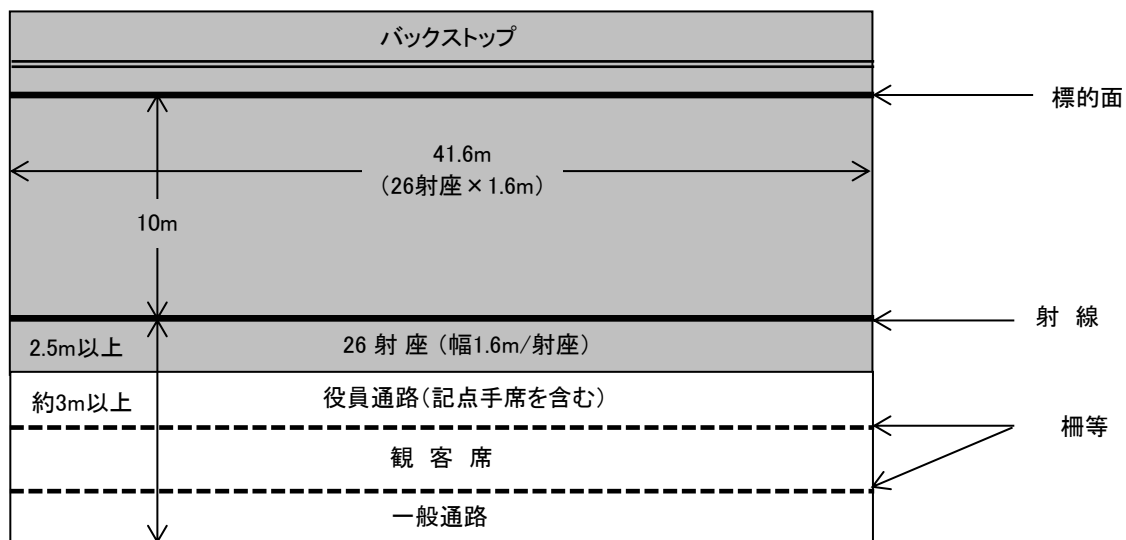
(先催県の事例)

基準	規定のライフル射撃場(エア・ライフル26射座1、スモールボア・ライフル24射座1、ピストル18射座1、光線銃13射座の体育館1)	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。エア・ライフル、スモールボア・ライフルとも電子標的装置とすることが望ましい。
----	--	----	---

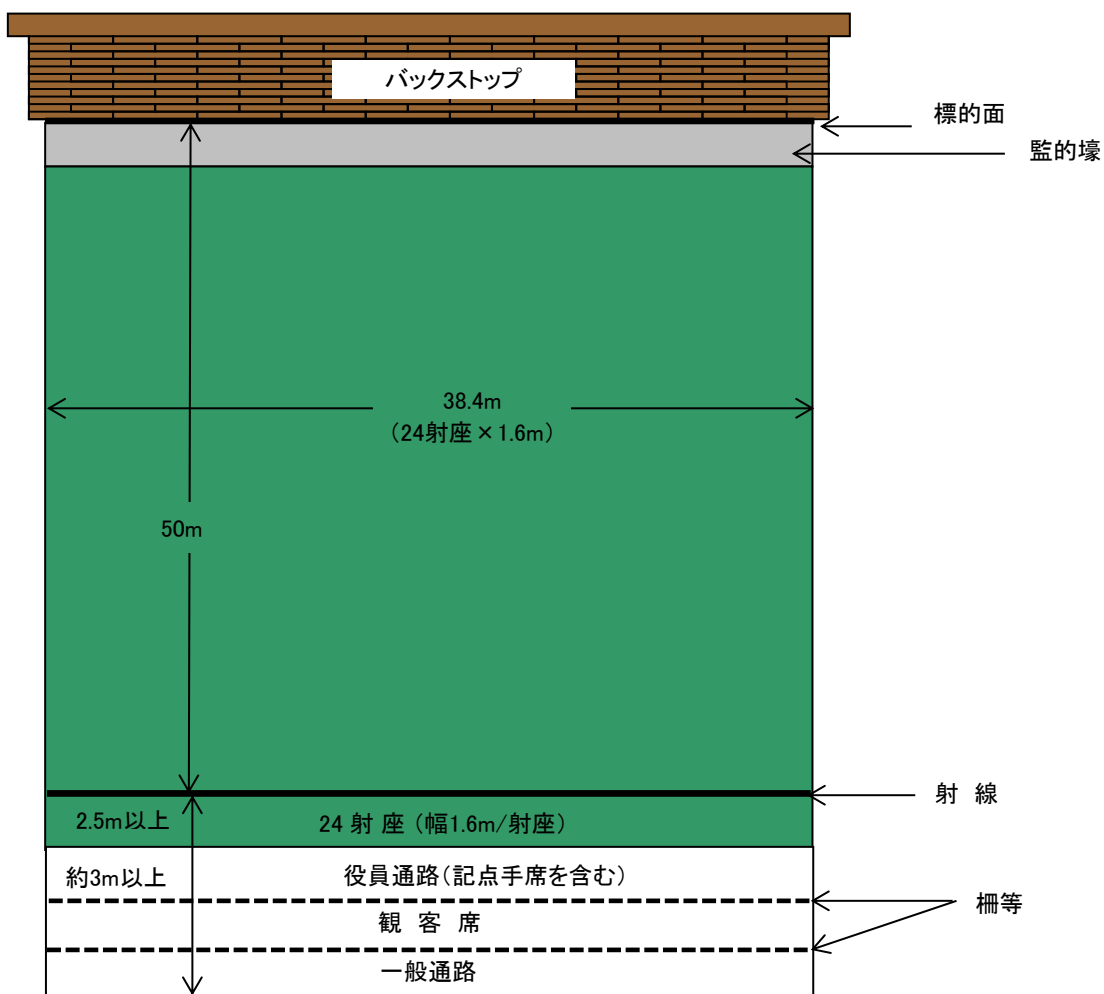
基準の主な内容

規定のライフル射撃場は、次のとおり。

(1) エア・ライフル射場(10m)

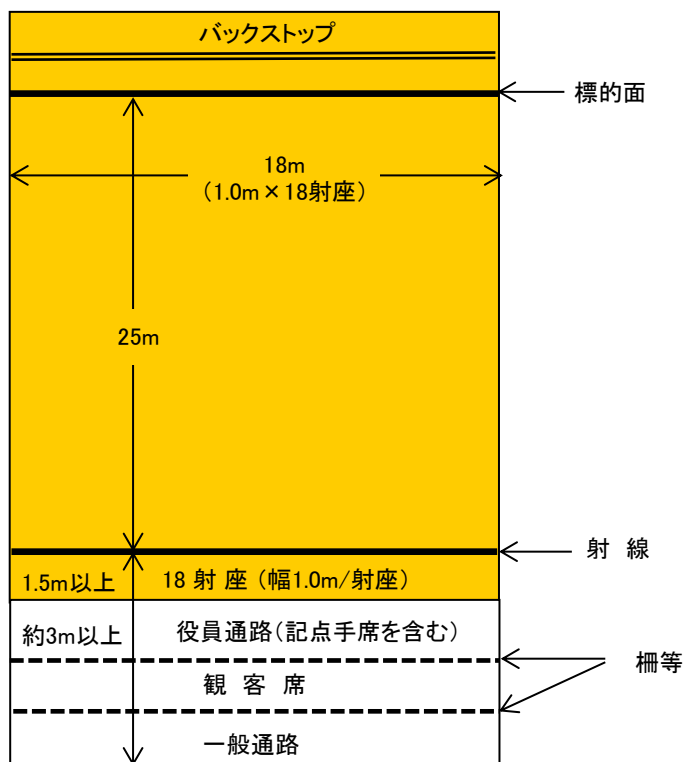


(2) スモールボア・ライフル射場(50m)

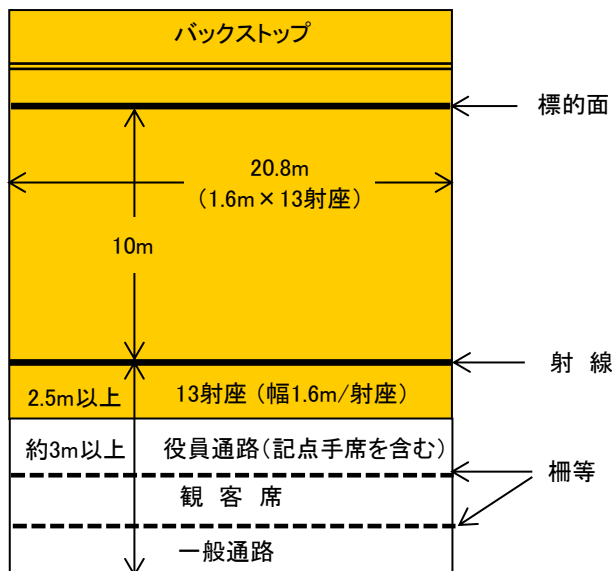


基準の主な内容

(3) ピistol射場(25m)



(4) ビーム・ライフル射撃場(10m)



- 10m射場は、屋内でなければならない。〔規程6.2〕
- ビーム・ライフル射場は、屋内でなければならない。〔規程6.4〕
- ビーム・ライフル射場でビーム・ピistol競技を実施する場合には、隣接射手を妨げることなく標的交換ができる設備を設置することで、射座の幅を1.00mに縮小してもよい。〔規程9.2〕
- スモールポア・ライフル射場では、多数の射手が参加できるようにするため、隣接射手を妨げることなく標的交換ができる設備を設置することで、射座の幅を1.25mに縮小しても良い。〔規程9.2〕
- エア・ライフル射場で3姿勢競技・伏射競技を実施する場合には、隣接射手を妨げることなく標的交換ができる設備を設置することで、射座の幅を1.25mに縮小しても良い。〔規程9.2〕
- エア・ライフル射場で立射競技を実施する場合には、隣接射手を妨げることなく標的交換ができる設備を設置することで、射座の幅を1.25mに縮小しても良い。〔規程9.2〕
- 50台以上収容可能な駐車場(又はスペース)を具備しなければならない。〔規程17.1.1〕
- 観客席は少なくとも射撃線の後方5m以上の位置に設置された適当な柵などによって射手や競技役員の活動する空間とは区別されなければならない。〔ルール6.4.3.4〕
- 標的面の最低照度は1000ルクスとする(ビームライフル射場は400~1000ルクス)。〔ルール(国内規定)6.4.14〕
- 射場全体の照度は300ルクス(500ルクス推奨)〔ルール(国内規定)6.4.14〕

〔(公社)日本ライフル射撃協会「ライフル射撃場の公認に関する規程」(規程)、「ゼネラルテクニカルルール」(「ルール」)から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

エア・ライフル 1射座当たり1.6m⇒1.4m(千葉県) ※電子標的機を設置
 ピistol18射座⇒ピistol17射座(山口県)、ピistol15射座(長崎県)

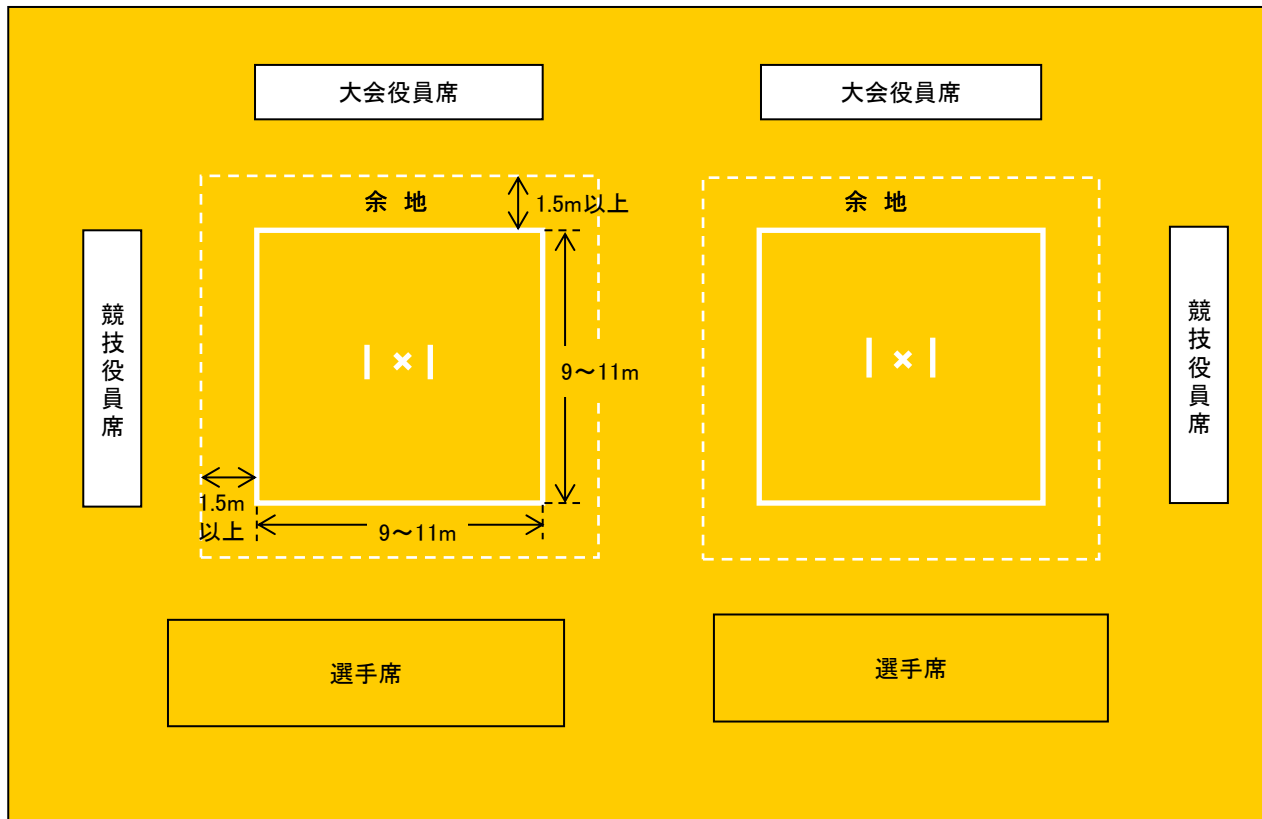
競技名 剣 道

競技番号 27

基準	規定の競技場2面を有する剣道場又は体育館1	摘要	
----	-----------------------	----	--

基準の主な内容

規定の競技場は、次のとおり。



○試合場の床は、板張を原則とする。〔規則2〕

○試合場は、境界線を含み一辺を9mないし11mの、正方形または長方形とする。〔規則2〕

○試合場の外側に原則として1.5m以上の余地を設ける。〔細則1〕

〔(-財)全日本剣道連盟「剣道試合審判規則」(「規則」)及び「剣道試合審判規則細則」(「細則」)から抜粋〕

(配慮すべき事項)

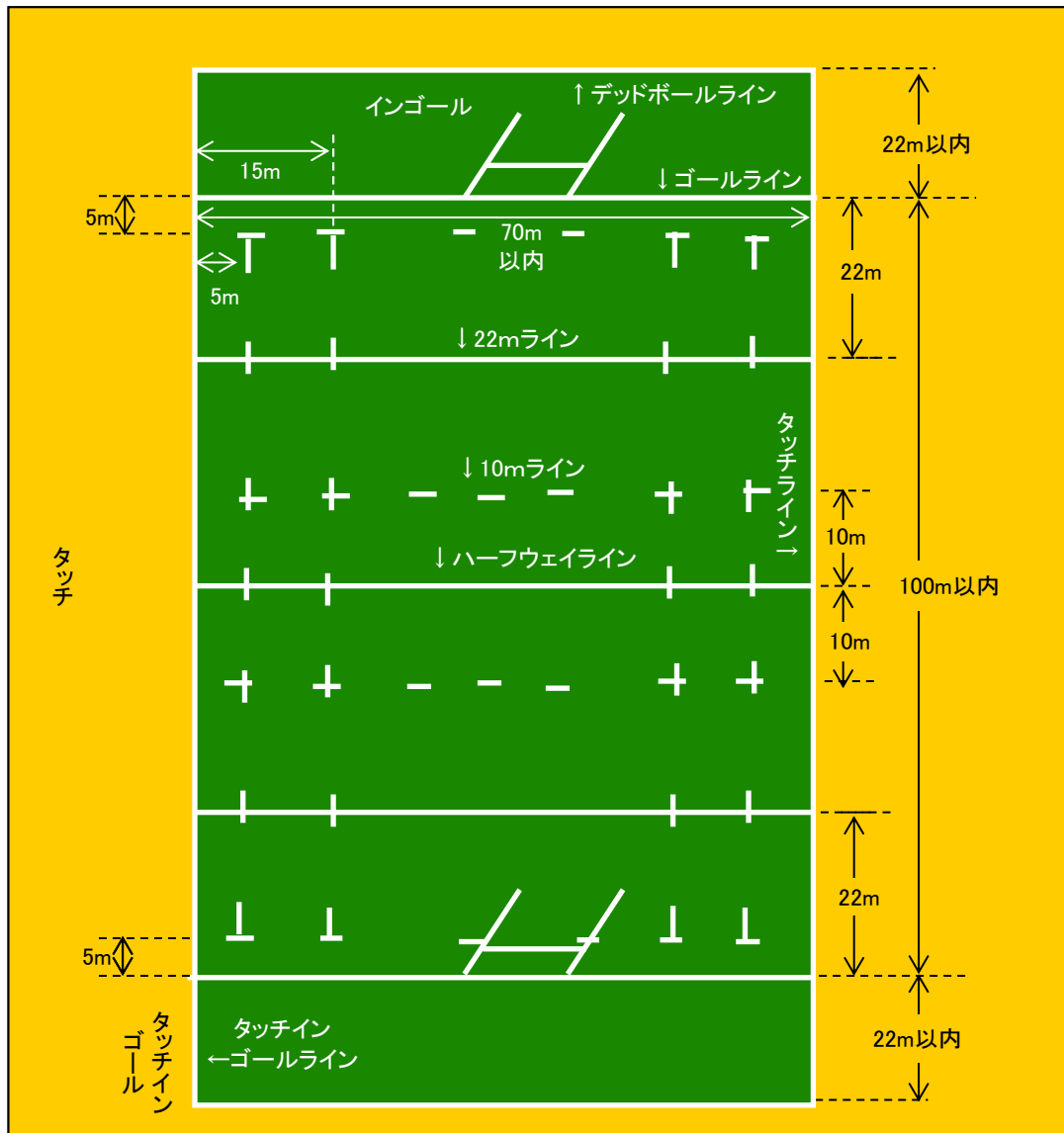
(先催県の事例)

競技名	ラグビーフットボール	競技番号	28
-----	------------	------	----

基準	規定の競技場3面(うち芝生の競技場2面)	摘要	2会場地に分かれてもよい。
----	----------------------	----	---------------

基準の主な内容

規定の競技場は、次のとおり。



- 表面は草でおおわれているものが望ましいが、土、砂、雪、または人工芝でもよい。〔規則1.1(b)〕
- 人工芝の場合には、IRB競技に関する規定第22条に適合したものに限り。〔規則1.1(b)〕
- フィールドオブプレー(ゴールラインとタッチラインに囲まれた区域)は、長さ100mを越えず、幅70mを越えない。〔規則1.2(a)〕
- 両インゴール(ゴールライン、タッチインゴールライン及びデッドボールラインに囲まれた区域)とも、長さ22m、幅70mを越えない。〔規則1.2(a)〕
- ゴールラインとデッドボールラインとの距離は、実際に可能であれば少なくとも10m以上とする。〔規則1.2(c)〕

〔WR「競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- コートから障害物までの距離は、10m以上が望ましい。

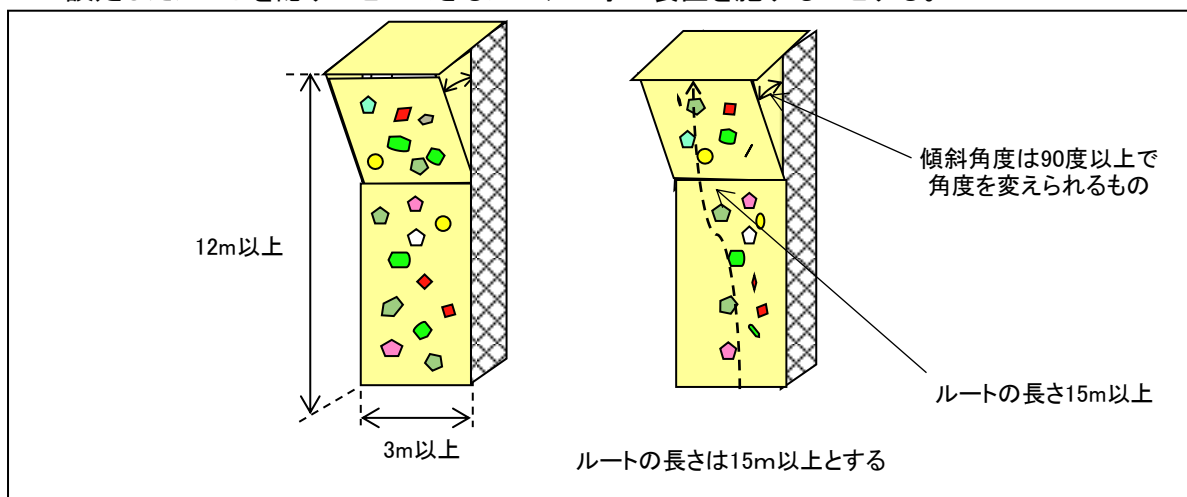
(先催県の事例)

競技名	山 岳(その1)	競技番号	29
-----	----------	------	----

基準	日本山岳協会が適当と認めるリード施設およびボルダリング施設	摘要	高さ12m以上(ルート長さ15m以上)幅3m以上のリード施設2面 高さ5m、面積60㎡のボルダリング施設2基 1会場で実施
----	-------------------------------	----	---

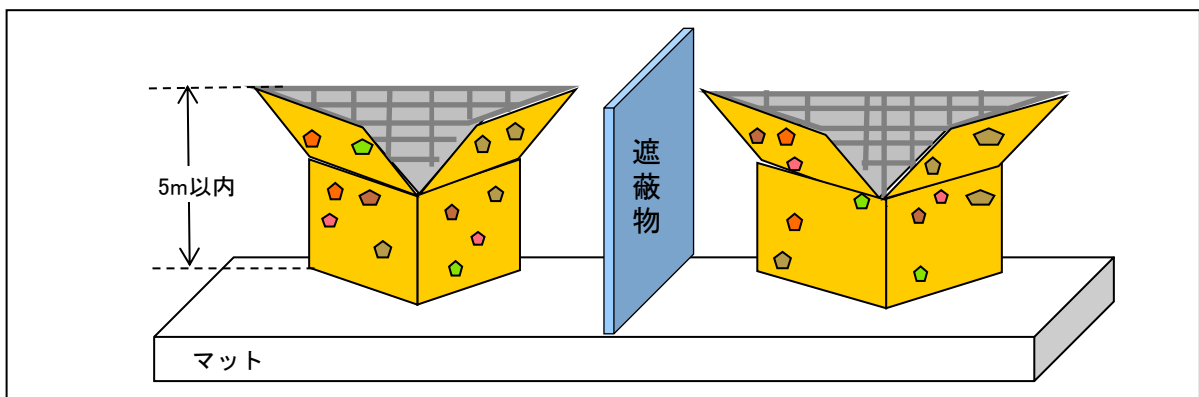
基準の主な内容

- 1 ウォールの設置場所は、リード競技場及びボルダリング競技場とも室内とし、空調設備など、温度変化が少なくなるように留意する。やむを得ず室外に設置しなければならない場合は、雨天でも問題なく競技を実施できるような構造とする。〔規則10.1〕
- 2 リード競技場のウォールは、以下の仕様による。〔規則10.2〕
 - (1) ウォールは、ルートの長さで15m以上が設定できるもの、高さは12m以上を必要とする。
 - (2) ウォールの幅は、3m以上とする。
 - (3) ウォール数は、2面とし、同形状のものとする。
 - (4) ウォールの傾斜は、90度以上で角度が変えられるものとする。
 - (5) ウォールのパネルは、交換できるものとする。
 - (6) ウォールは左右の縁の使用が可能になるように(側面用の部材の取り付けが可能であるように)設計しなければならない。
 - (7) ウォールの構造上あるいは立地上、オンサイト方式に抵触する可能性がある場合、ルートセッターが設定したルートを隠すことができるカーテン等の装置を施すものとする。



- 3 ボルダリング競技場のウォールは、以下の仕様による。〔規則10.3〕
 - (1) ウォールの高さは、マット面から5m以内とする。
 - (2) ウォール数は、1基に2ルート以上とれる仕様のもので合計2基とする。
 - (3) ウォールの壁面積は、1基あたり60㎡とする。
 - (4) 観客席から見やすいようにウォールは壇上に設置されなければならない。
 - (5) ウォール2基は、お互いのルートが見えないように遮蔽などの対策を施すこと。
 - (6) ウォールの傾斜は、90度以上とする。
 - (7) ウォールのパネルは、交換できなくてもよいが、立体的な構造が望ましい。
 - (8) ウォール2基の間には、選手の休憩場所を設置し、休憩場所から競技が見えないようにすること。
 - (9) 必要に応じて、ルートセッターが設定したルートを隠すことができるカーテン等の装置を施すものとする。
 - (10) 安全対策のため、ウォールの下には壁上部から選手が墜落した場合にも十分な安全が確保できるようなマットを設置するものとする。

基準の主な内容



- 4 アイソレーション・ゾーンは、以下の仕様による。〔規則10.4〕
- (1) アイソレーション・ゾーンは、原則として当日競技をする選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。また、できるだけウォールに隣接して設置されることが望ましい。
 - (2) アイソレーション・ゾーンには、ウォームアップ用のウォール(原則として高さ3m、幅5m以上)を2面以上設けなければならない。
- 5 コール・ゾーンは、以下の仕様による。〔規則10.5〕
- (1) コール・ゾーンは、原則として当日競技をする8名以上を収容するスペースを有しなければならない。また、できるだけウォールに隣接して設置されなければならない。
 - (2) コール・ゾーンは、ルートが見えない場所に設置されなければならない。
 - (3) 競技者をアイソレーション・ゾーンから輸送するのに時間がかかる場合は、簡便なウォームアップ用ウォールを用意しなければならない。
- 6 審判席は、ルートを見渡せる正面及び側面の位置に設置しなければならない。〔規則10.6〕
- 7 審判用器具としてビデオカメラ、モニターテレビ及びストップウォッチをウォール面ごとに設置する。
〔規則10.7〕
- 8 残り時間を確認できるデジタル式大型時計を選手や観客から見えるように設置する。〔規則10.8〕
- 9 ボルダリング競技場には、競技時間ごとに鳴るブザーを設置する。〔規則10.9〕
- 10 その他のウォール及び審判に係る施設、器具の詳細は、山岳競技施設設置基準及び国体山岳競技運営の手引きによる。〔規則10.10〕
- 11 リード競技場とボルダリング競技場間の移動時間は、原則として30分以内とする。〔規則2.4.2〕

〔(公社)日本山岳協会「山岳競技施設認定規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

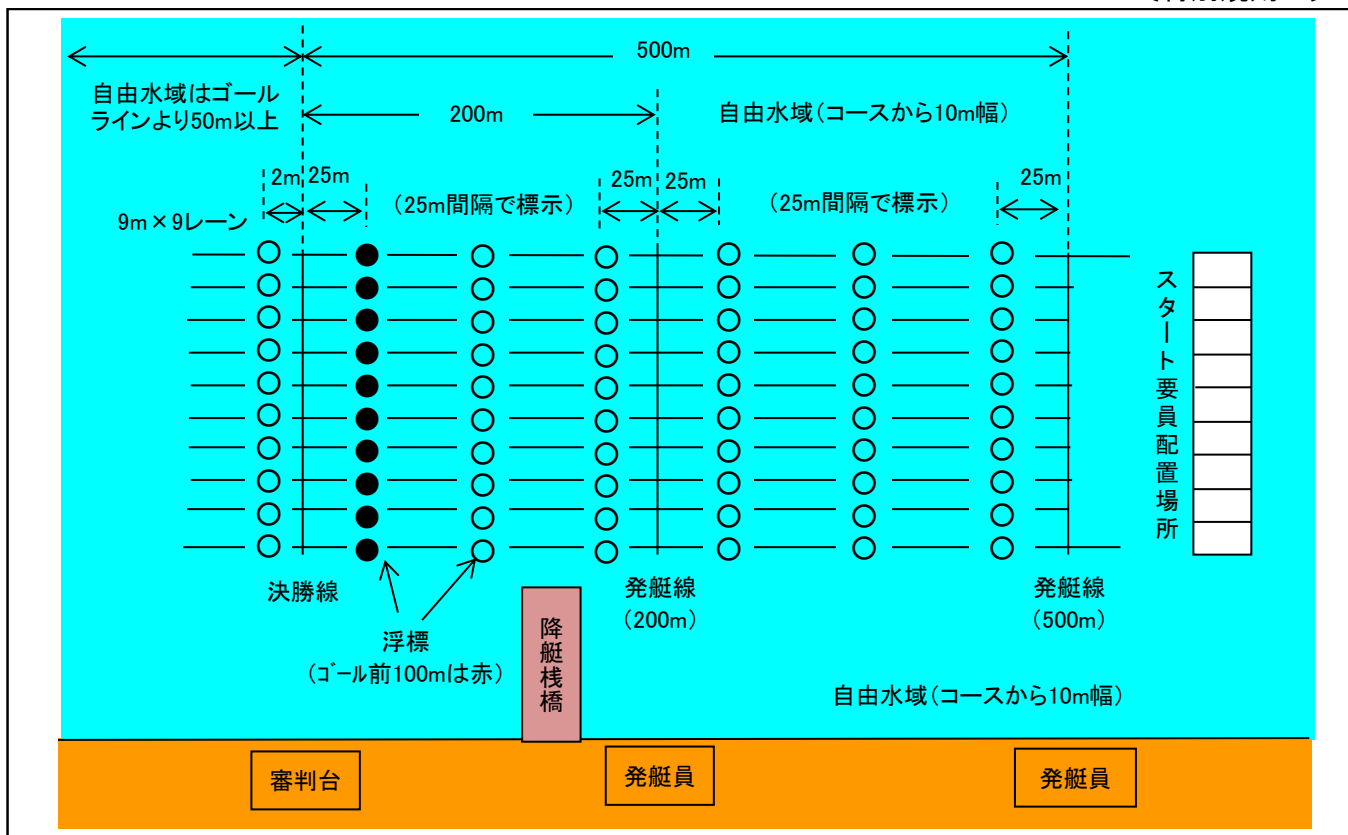
基準	<p>1 カヌースプリント 日本カヌー連盟が適当と認める幅101m以上を有する500m以上のコース1、艇庫1（艇及び器材を収容できるもの。常設が望ましいが仮設でもよい）</p> <p>2 カヌースラローム、カヌーワイルドウォーター 日本カヌー連盟が適当と認める河川1、艇庫1（艇及び器材を収容できるもの。常設が望ましいが仮設でもよい）</p>	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。
----	---	----	-----------------

基準の主な内容

コースは次のとおり。

(1)カヌースプリント

- 水路は、静水で長さ500m、レーン巾9m、9レーンとし、深さ1.5m以上で連盟が公認したもの。〔特別規則12〕
- 水路は、25mごとに浮標によって標示する。〔特別規則12〕
- 最後の浮標は、白色角浮標を決勝線の2m先に設ける。〔特別規則12〕
- 直線で一定方向とし、各レーンは平行であり、各レーンの幅は9mとする。〔規則13〕
- 発艇線及び決勝線は、コースに直角でなければならない。〔規則13〕
- 決勝線に向かって左端から第1レーンとする。〔規則13〕
- 水深は、コース全域にわたり1.5m以上あることを原則とする。〔規則13〕
- 発艇は、自動発艇装置によるものとし、決勝判定は公認された電子判定システムによるものとする。〔特別規則12〕

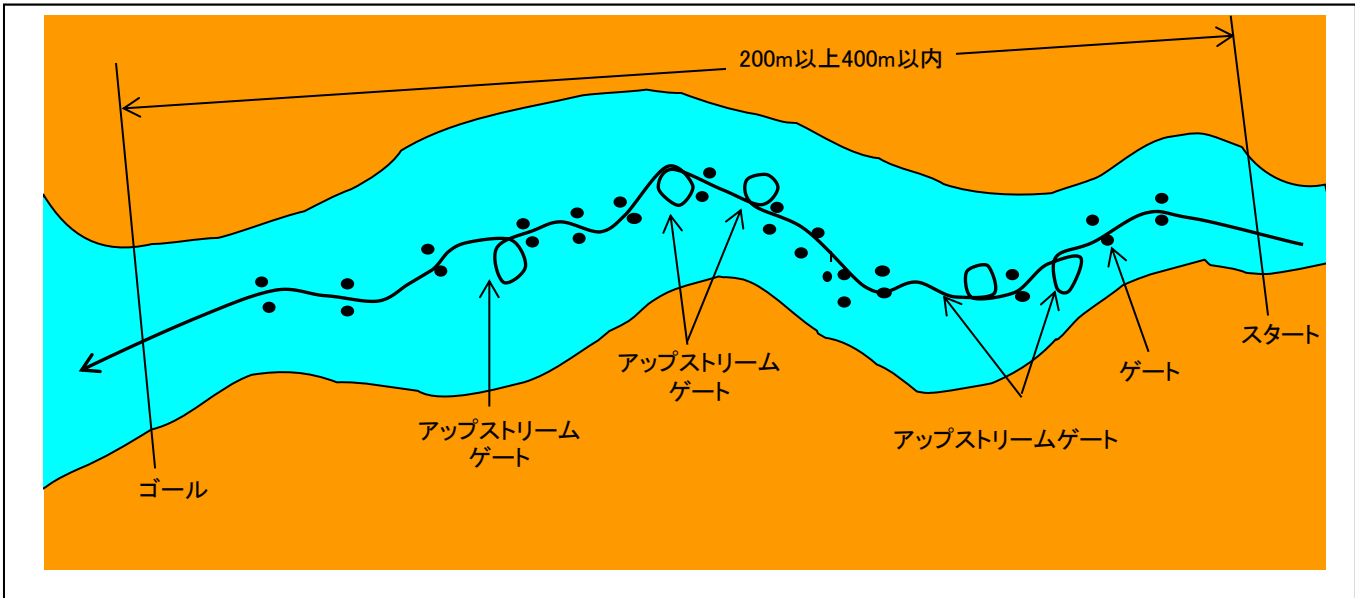


〔(公社)日本カヌー連盟「カヌー競技規則」(「規則」)、「国民体育大会特別規則」(「特別規則」)から抜粋〕

基準の主な内容

(2)カヌースラローム

- コースは200m以上400m以内で全般にわたり漕航可能な急流とし、連盟の公認したもの。〔特別規則12〕
- ゲート数は25ゲート及び15ゲートとする。〔特別規則12〕
- 水量は3t/秒以上、流速は2m/秒以上とする。〔公認・登録規則〕
- 発艇線および決勝線は公認された電子判定システムとする。〔特別規則12〕



(3)カヌーワイルドウォーター

- コースは全般にわたり漕航可能な急流とし、連盟の公認したもので1500mを基準とする。〔特別規則12〕
- 発艇線および決勝線は公認された電子判定システムとする。〔特別規則12〕
- 水量は3t/秒以上、流速は2m/秒以上とする。〔公認・登録規則〕
- スプリント種目は、カヌースラロームコースを利用する。〔特別規則12〕

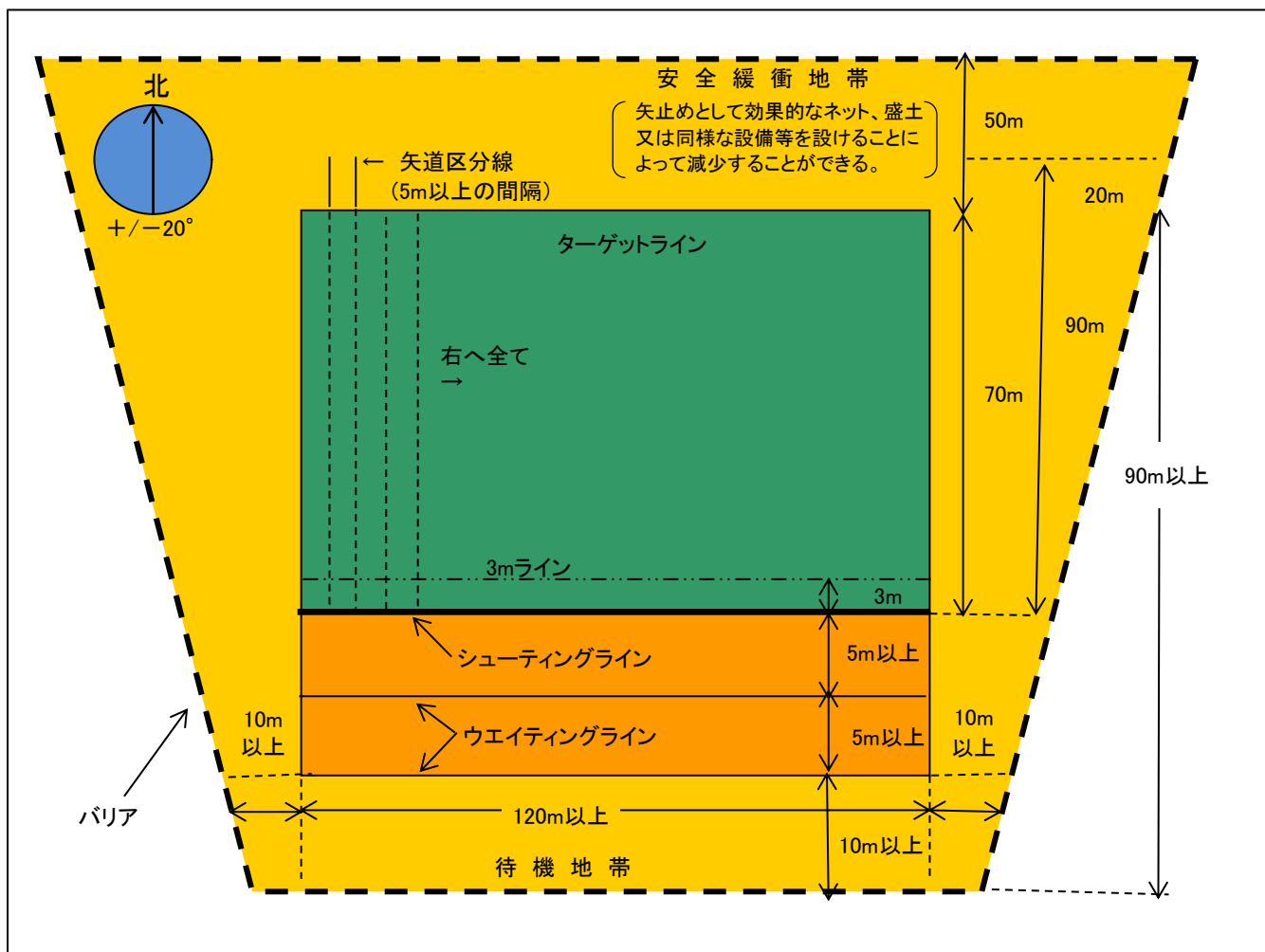
(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

基準	70mの射程距離を有する施設 1	摘要	
----	------------------	----	--

基準の主な内容

競技場は、概ね次のとおり。



- ウエイティングラインは、シューティングラインの後方5m以上の位置に設置する。必要ときにはダブルウエイティングライン等を設置することができる。〔規則123.2〕
- 観客の安全のため、競技場の周囲に適当なバリアを設ける。標的の後方の人の動き等によって、競技者の集中力を阻害することがないように注意しなければならない。〔規則123.10〕
- バリアは、90mのターゲットラインの左右の端から20m以上離れた位置に設置する。シューティングラインの端から10m以上離れた位置まで幅を減少して直線で設置してもよい。〔規則123.10〕
※ 国体では、標的(及びターゲットライン)をシューティングラインから70mの地点に設定して、競技会を実施。
- 標的の後方50mの距離は、矢止めとして効果的なネット、盛土または同様な設備等、適切な遮蔽物を標的の後方に設けることによって減少することができる。この遮蔽物は、標的の上を外れた矢を止めるのに十分な高さでなければならない。〔規則123.10〕

〔(公社)全日本アーチェリー連盟「競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

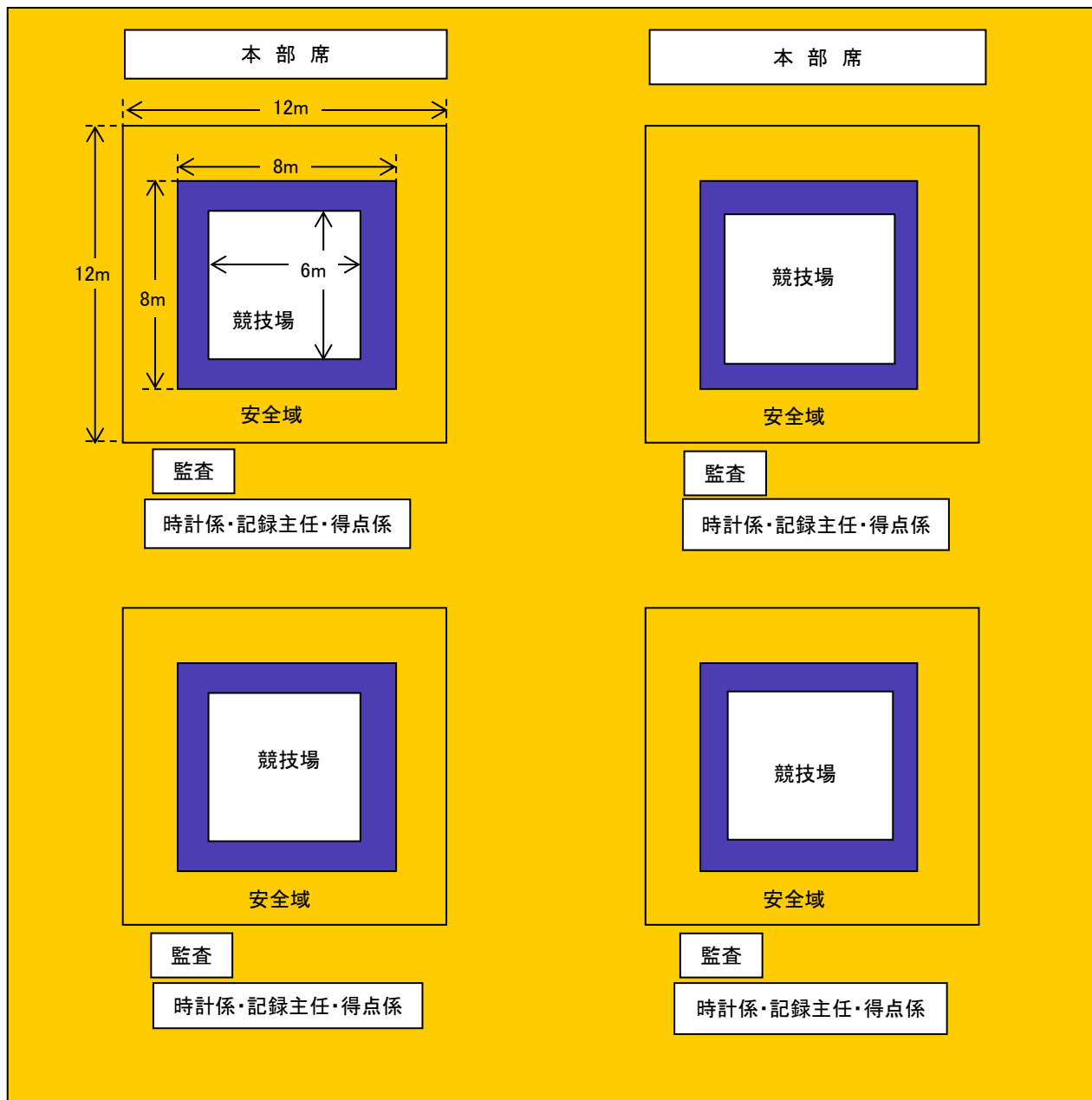
- 競技場は水平に均されたフィールドで、方位は標的の面が南向きになるように標的を北側に設置することを原則とする。

(先催県の事例)

基準	規定の競技場4面を有する空手道場又は体育館1	摘要	
----	------------------------	----	--

基準の主な内容

規定の競技場は、次のとおり。



- 競技場は、マット敷きで一辺が8m(外側から計算して)、安全域としての各辺2mを含む正方形でなければならない。まわりに2mの安全域を設けなければならない。〔規定1〕
- 競技場安全域外側周辺1m以内には、広告板、壁、柱等があってはならない。〔規定1.説明〕
- 使用するマットは、全空連承認のものであること。〔規定1.説明〕

〔(公財)全日本空手道連盟「空手競技規定」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

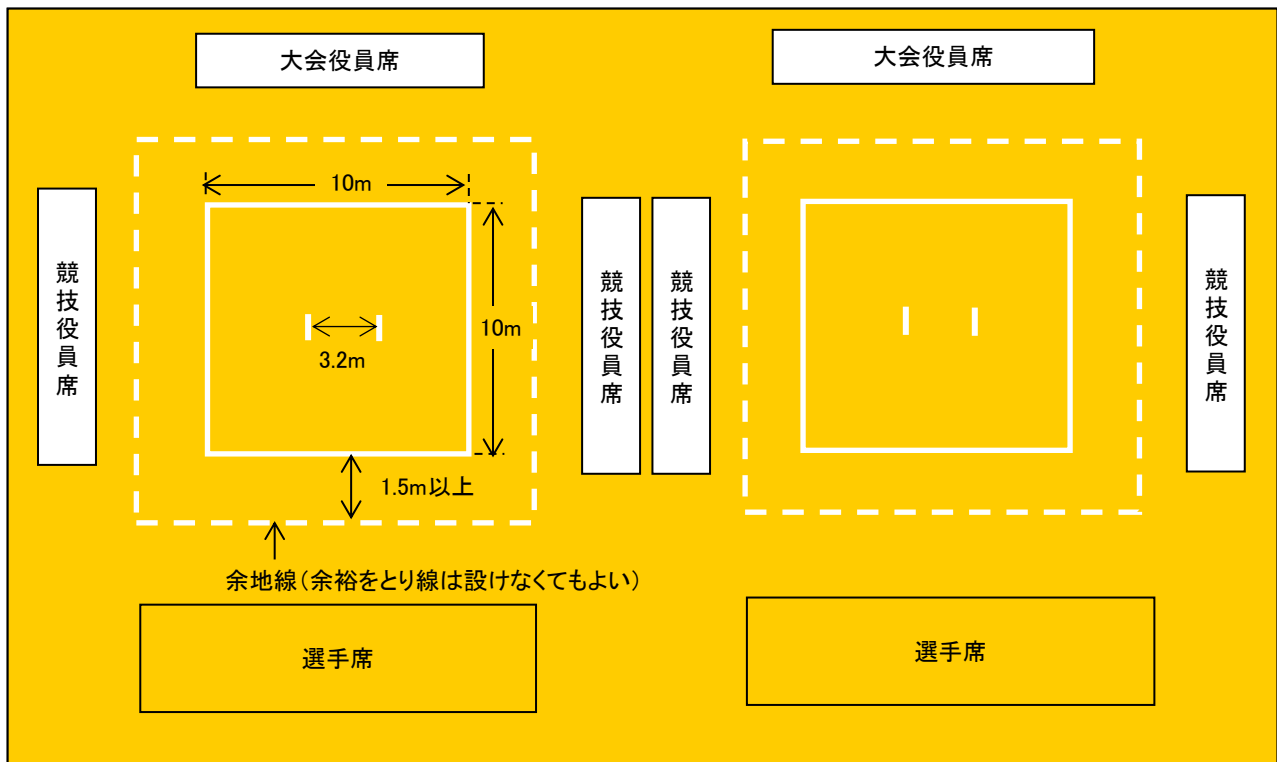
競技名 銃 剣 道

競技番号 33

基準	規定の競技場2面を有する体育館 1	摘要	
----	-------------------	----	--

基準の主な内容

規定の競技場は、次のとおり。



- 試合場の床は板張りを原則とする。〔規則2〕
- 試合場は区画線を含み1辺を10mの正方形を基準とする。〔規則2〕
- 試合開始線は、試合場の中心点から左右それぞれ1.6mの均等の位置に表示するものとする。〔規則2〕
- 試合場の外側に1.5m以上の余地を設けることを原則とする。〔細則1〕

〔(公社)全日本銃剣道連盟「銃剣道試合・審判規則」(「規則」)及び「銃剣道試合・審判細則」(「細則」)から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)
規定の競技場2面⇒1面(新潟県、千葉県、山口県、岐阜県、東京都、長崎県)

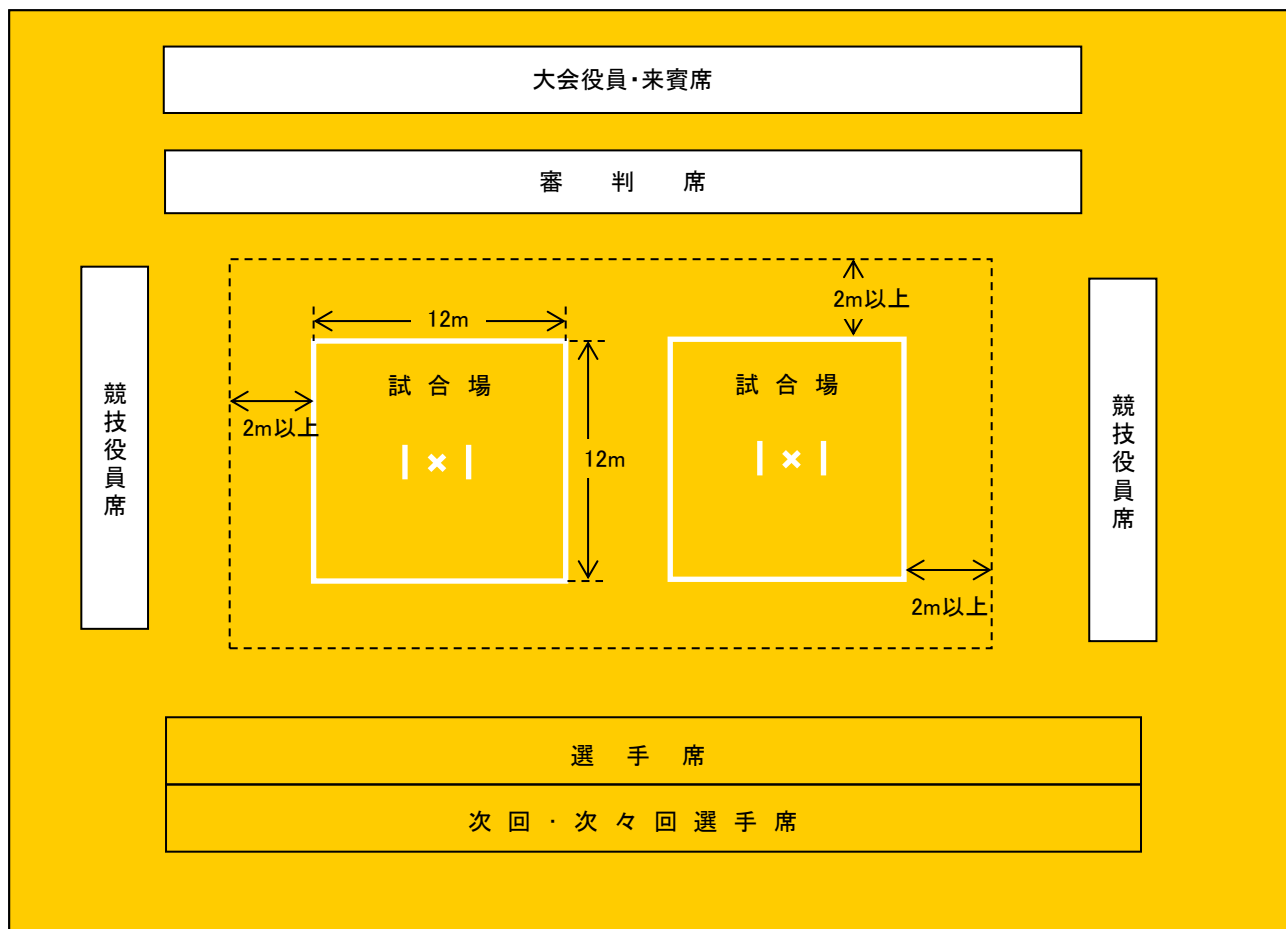
競技名 なぎなた

競技番号 34

基準	規定のコート2面を有する体育館又は武道館1	摘要	
----	-----------------------	----	--

基準の主な内容

規定の競技場は、次のとおり。



- 試合場は区画線を含み12m四方の広さとする。〔規定5〕
- 試合場の外側に2m以上の余地を有する。〔規定6〕
- 各線は幅5cmの白線とし、長さは外側から測る。〔規定7〕

〔(公財)全日本なぎなた連盟「なぎなた-競技規定-」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- コートライン以外のラインをなくすことが望ましい。

(先催県の事例)

競技名	ボウリング	競技番号	35
-----	-------	------	----

基準	<p>JBC公認競技場とし、競技場のレーン数に応じて、競技日数は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1会場で、40以上のレーンを有する場合は、競技日数は5日間以内とする。 ・1会場で、34～38のレーンを有する場合は、競技日数は6日間以内とする。 ・2会場で、それぞれ32以下のレーンを有する場合は、競技日数は5日間以内とする。 	摘要	<p>2会場地に分かれてもよい。 使用ピンは、JBC認証ピンであること。</p>
----	--	----	--

基 準 の 主 な 内 容

○(公財)全日本ボウリング協会(JBC)が定めている「ボウリング施設、整備、用具認証規定」及び「ボウリング施設、整備、用具の規格」による。

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

競技名	ゴルフ	競技番号	36
-----	-----	------	----

基準	日本ゴルフ協会が開催を可能と認めた54ホール(3コース)の施設を有する競技場	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。
----	--	----	-----------------

基準の主な内容

--

(配慮すべき事項)

○練習場があること。(打撃練習場については、距離250ヤード以上、20打席以上が望ましい。)

〔(公財)日本ゴルフ協会「国民体育大会ゴルフ競技開催ゴルフ場の選定についての留意事項」から抜粋〕

(先催県の事例)

競技名	トライアスロン	競技番号	37
-----	---------	------	----

基準	規定のコース(スイム1.5km、バイク40km、ラン10km)	摘要	スプリントディスタンス(スイム0.75km、バイク20km、ラン5km)でも可能とする。
----	---------------------------------	----	--

基準の主な内容

○(公社)日本トライアスロン連合が適当と認めるコースとする。

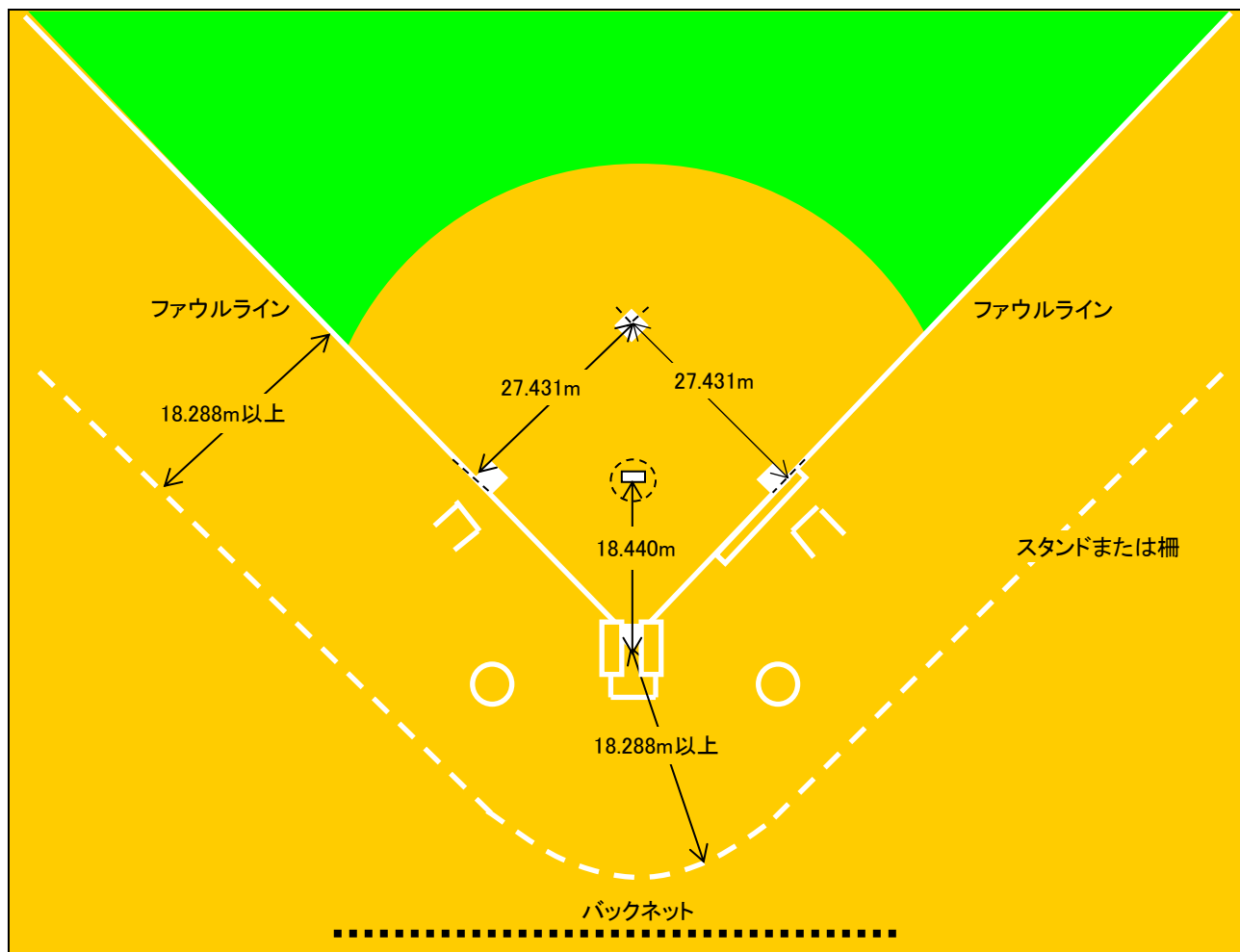
(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

基準	規定の野球場3面	摘要	2会場地に分かれてもよい。
----	----------	----	---------------

基準の主な内容

規定の野球場は、次のとおり。



○本塁からバックストップまでの距離、塁線からファウルグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはプレイの妨げになる施設までの距離は、18.288m以上を必要とする。〔規則1・04〕

○本塁よりフェアグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはプレイの妨げになる施設までの距離は76.199m以上を必要とするが、外野の両翼は、97.534m以上、中堅は121.918m以上あることが優先して望まれる。〔規則1・04〕

〔日本野球規則委員会「公認野球規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- ナイター照明があることが望ましい。
- フェンス等はラバーを使用することが望ましい。

(先催県の事例)

規定の野球場2面で開催(新潟県、千葉県、山口県、東京都、長崎県)